

北山七重大塔（特別史跡・特別名勝金閣寺庭園内）

土壇（亀腹）毀損問題について

－令和２年度25次調査の問題点－

東 洋一

1. はじめに

2021年3月31日、北山大塔土壇跡を再調査した報告書である「Ⅲ特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園（25次）」収録の『京都市内遺跡発掘調査報告 令和２年度』（京都市文化市民局 2021年。以下『25次調査報告書』とする）が刊行された。

また、それとは別に、大塔土壇上面の被熱面上面から新たに検出された、炭化した木片約20個体からパレオ・ラボ社に委託して放射性炭素年代測定を実施した報告「Ⅴ－1 特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園（20A006）」『京都市内遺跡詳細分布調査報告 令和２年度』（京都市文化市民局 2021年。以下、『化学分析報告書』とする）も同時に刊行された。

奇しくも翌日の4月1日、『京都新聞』朝刊に『金閣寺発掘調査 庭園土壇に鎌倉期木片 科学調査で判明 伐採は室町期可能性も』とするタイトルの日山正紀記者によるスクープ記事が掲載された。

この記事は前記2冊の報告書の要約で、3月31日発行報告書の内容を事前にキャッチしていたものと思われる。

記事には京都市文化財保護課のコメントを交えて「分析結果によると、木片の年代は1225～75年の範囲に収まる確率が95.45%と判定された。市は『木は焼け、年輪や樹種は分からない。伐採や使用の時期になると、鎌倉期にとどまらず100年以上を経た室町期の可能性もありうる』という。」としている。このコメントは限りなく足利義満建立の北山大塔建立期に合致することとなる。

また、土壇についても「府や市が最終的にまとめた発掘調査報告書では、市埋蔵文化財研究所が軟質な盛り土で『大重量を支える基壇とは考えにくい』とした土壇を再評価した。外部有識者の見解をもとに『堆積はむしろ密で、土質の柔らかさは後世の風化による』と判断した」と報道した。これは従来 of 研究所見解を覆したことを意味する。

また、やや遅れて4月26日付け『朝日新聞』朝刊にも、小松万希子記者による『金閣寺の『幻の塔』の一部か 境内土壇から鎌倉期の木片』という見出しの記事が掲載された。

それによれば、木片の「発見場所の盛り土（土壇）が、塔の土台だった可能性も強まってきた」とし、京都市文化財保護課馬瀬智光氏の「断定は難しいが、北山大塔の一部だった可能性もある」とする取材コメントが掲載され、25次調査外部有識者を担当された菱田哲郎京都府立大学教授【考古学】の「もともとが固くしまった土だったのならば、今回の木片の発見もあり、土壇が大塔の土

台だった可能性は十分にある。今後さらなる調査が期待される」との重要なコメントを独自取材されている。

しかも、『朝日新聞』記事には、それに続けて「2016年、京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査で、境内東側の土壇（高さ約2 m、約40 m四方）の周辺から、金属片が出土した。塔の頂にアンテナのようについている『相輪』の一部の可能性が高いと判

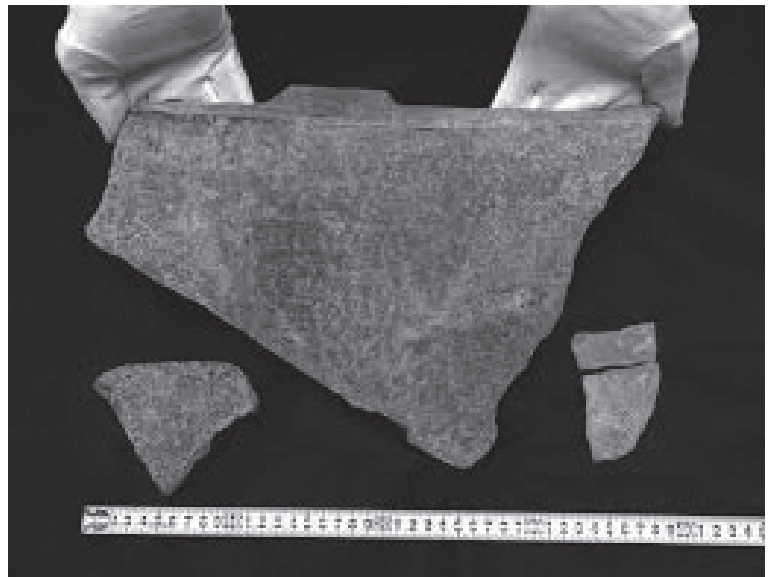


図1 14次調査出土金銅製九輪

断された。これで、大塔の存在が一躍注目を浴びるようになった」とし、土壇と出土した大塔九輪（図1）との関係を正しく評価して記事にされた。

更に、本稿執筆中の5月16日『京都民報』でも、見出しに「北山大塔（足利義満手掛けた幻の七重塔）発掘調査、遺物分析から金閣寺庭園の中世遺構“可能性高まる、専門家『否定する材料ない』」として大きく取り上げられ、京都市文化財保護課のコメントとして「大規模建造物に樹齢100年以上の木材が使われることは一般的。北山大塔の一部だった可能性はある」とあり、菱田哲郎京都府立大学教授の「今回の調査で水平に土が積まれた状態が確認でき、塔基壇としても遜色はない。北山大塔跡であることを否定する材料は今のところない。これから計画的に調査し、土壇の大きさや形、性格を解明していくことが何より重要」とのコメントが掲載されている。

以上の『京都新聞』・『朝日新聞』・『京都民報』の報道各社記事からも明らかなように、京都市埋蔵文化財研究所（以下研究所とする）が、この土壇を調査した『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-13 特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所2017年（以下、『16次調査報告書』とする）の結論で「密な堆積ではなく、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい。基壇の上に建っていた建物が北山七重大塔であったかは今後の検証が必要である。」（p 7）とした見解を、今回の『25次調査報告書』で根底から覆し、土壇が足利義満建立の北山七重大塔の土壇跡であることを見事に「検証」したのである。

しかしながら、上記『京都新聞』記事によれば「一部研究者からは足利義満による『北山大塔』基壇跡の可能性が指摘されている。一方、市埋文研は『年代や建物を考古的に推定できる状況にはない』と慎重な見方を示す」とあるが、この研究所の断定的なコメントは今回の『25次調査報告書』を事前に読んでおらず、「考古的」とかの言葉だけのお遊びに終始しており、容認できない。何故なら、以下に示すように全く再調査の成果はもとより大塔九輪出土の事実等の考古学的「状況」を未だに無視した乱暴で無責任なコメントだからである。

さて、今回の再調査は私と中島晃弁護士が文化庁に対して、行政手続法第36条の3に基づいて

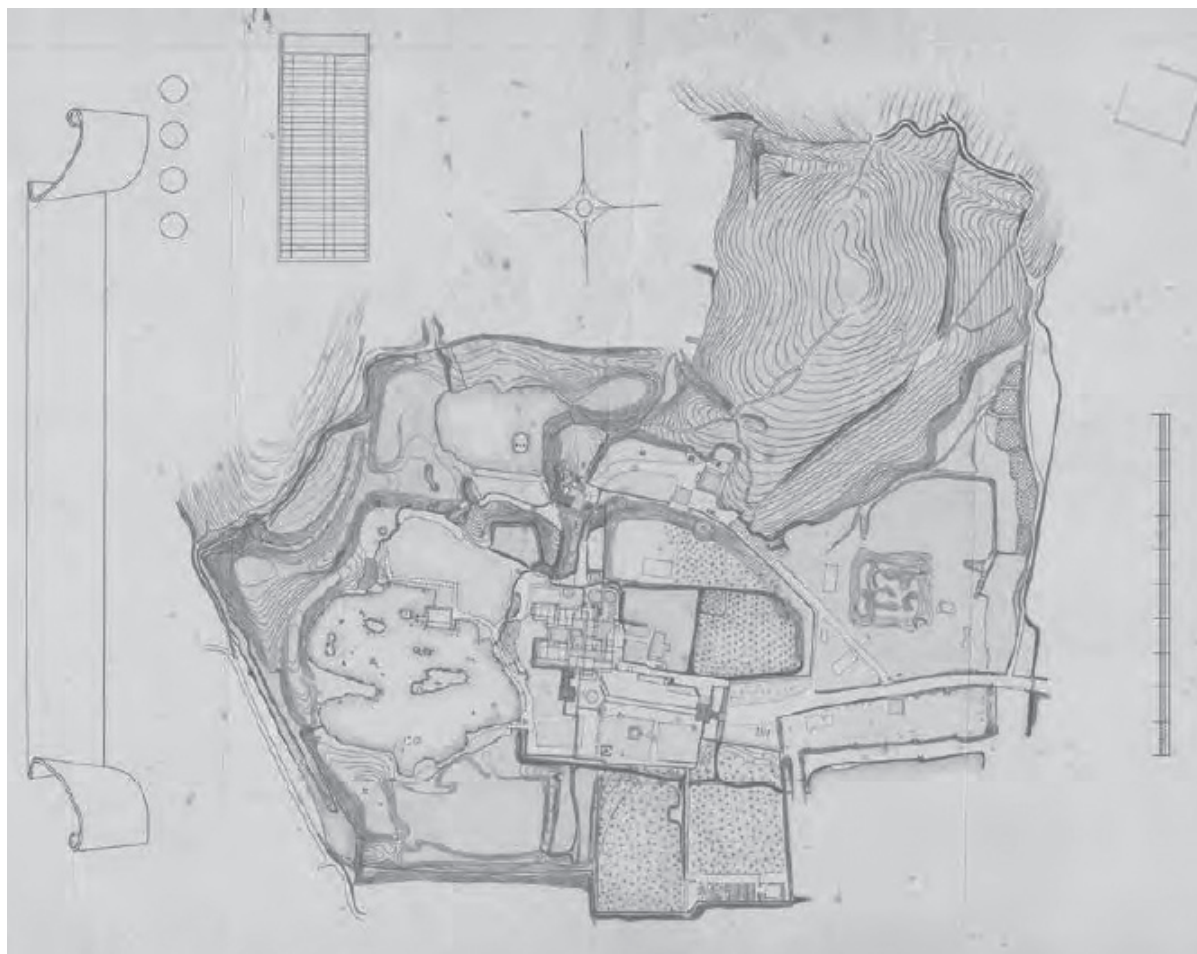


図2 京都府蔵戦前金閣寺境内図(測量図C)

2020年6月29日に「北山大塔の基壇と推定されている方形の高まり（築山）において、①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路、既存広場等の造成等の現状変更は、いずれも文化財保護法にもとづく許可を受けずに、あるいは許可条件に違反して行われた違法な現状変更であるから、速やかに原状回復をはかるなど、必要な是正処置を講ずるよう」申入れしたことが契機となり、文化庁の指導・助言を受け、京都府教育庁指導部文化財保護課と京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課によって2020年の令和2年8月3日～10月21日に地形測量と検証発掘調査が行われた。

ところが、この検証発掘調査の報告書『25次調査報告書』の結語は、残念ながら土壇の破壊はなかったとして、次のような相互に矛盾した結語で結んでいる。即ち「以上、今回の検証発掘調査により、申し立てされた①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路の三つについて、現状変更許可申請の範囲を超えて土壇に影響を及ぼしていないことを確認した。一方で、現状変更許可申請がなされずに工事が行われた結果、土壇の一部が削られていたこと、平成25年以前にあった土壇の景観に影響を与える盛土がなされていたことを確認した。今後は、所有者だけでなく維持管理に携わる様々な事業者に対して、史跡名勝の重要性と現状変更に必要な手続き等の周知をしていかなければならない。」(p 68) と結んでいる。しかしながらこれらの二つの結論は相互に矛盾しており、「一

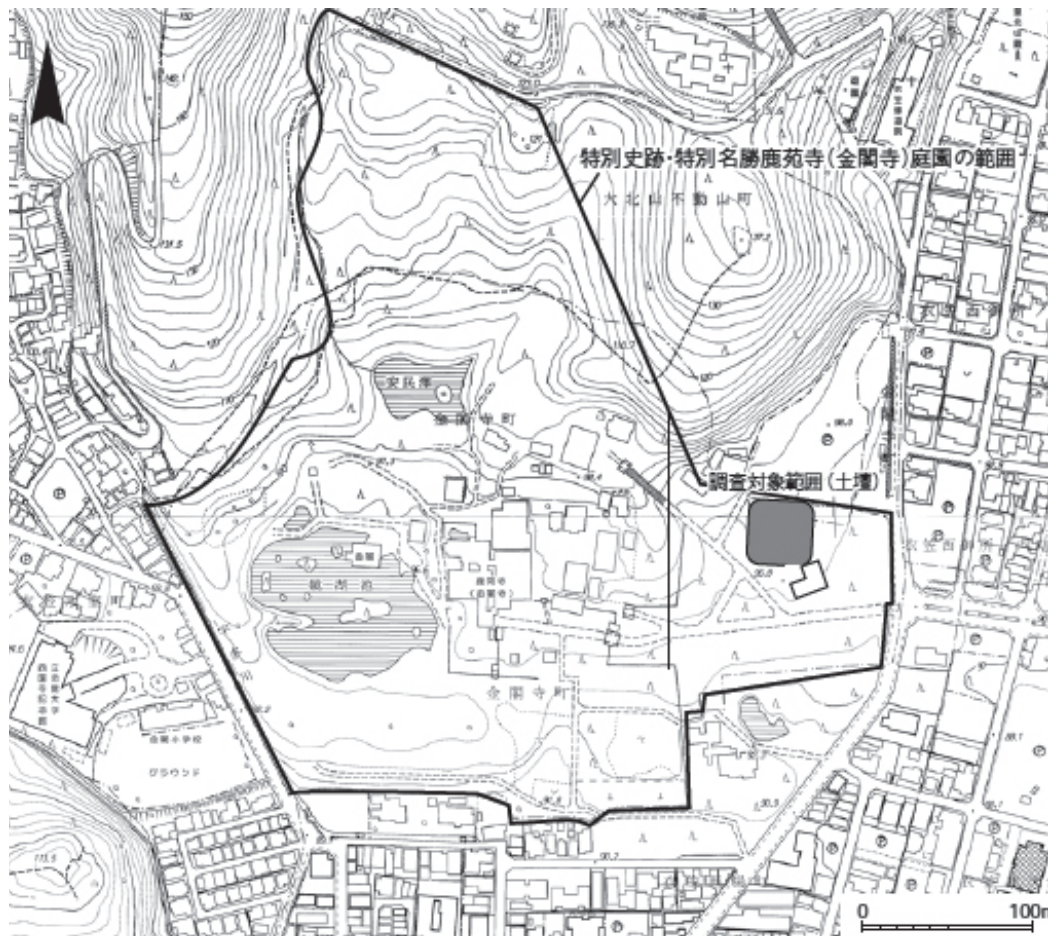


図3 『25次調査報告書図2』 特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園指定範囲

方で」も他方もないのであって、文化財保護法に抵触する可能性がある。この結語は昨今の中途半端な国会答弁のような「ご飯論法」となっており、特に前者の「現状変更許可申請の範囲を超えて土壇に影響を及ぼしていないことを確認した。」というのは、以下に論証していくように全くの出鱈目で、事実を隠蔽していると私は考えている。

従って、この『25次調査報告書』は積極的に評価できる点と評価できない点が混在しており、論点を整理するために、最初にこの報告書の評価できる点から論を進めていきたい。

しかし、その前に大前提として、この冒頭で一言付け加えれば、『25次調査報告書』に収録された後述の戦前金閣寺境内（図2）と現況指定範囲および土壇位置を示した（図3）を比較すれば明らかなように、特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園範囲が戦前と戦後で著しく変化（金閣寺境内東方の土壇北が指定から外され、その代わりに西方の金閣北側山部が新たに付加されている）している。この指定外とされた土壇北部に該当する現駐車場とその北にある不動山は『源氏物語』の「若紫」のテーマに仮定されたと推定されてきた「北山なにがし寺」付近を舞台とした光源氏が国見をした¹⁾都を眺望できる絶境に該当する可能性があり、また、そこは西園寺家墓域の可能性もある。それらの重要地点が指定範囲から戦後に外にされていることも大問題なのである。

特にこの未指定部分で問題となるのは、今回問題とする土壇とセットで考えなければならない

重要遺物である北山大塔九輪破片が、特別史跡・特別名勝金閣寺庭園範囲から僅かに外れた、土壇北の未指定地区の金閣寺駐車場（現売店）から出土している所にある。しかも、その未指定地区からは西園寺時代と室町時代の遺構・遺物も多く検出しているのである、この点については『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015－9、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2016年、筆者担当「2．歴史的環境と立地」および「14次調査」で述べたとおりである（以下、私が担当した九輪検出を報告した14次調査も含めて『東2016年』とする。）従って、その区域も戦前の指定通り、特別史跡・特別名勝金閣寺庭園として再指定が望まれることは言うまでもない。

この範囲変更の理由は詳らかでないが、京都市と金閣寺との間で駐車場設置に関しての何らかのやり取りがあったものと私は推定している。また、土壇を北山大塔であることを裏付ける九輪自体が、報告から五年以上経っているにもかかわらず、未だに国の文化財に指定されていないことも、重要遺物が出土したときの文化財行政のあり方（この案件は出土時点で文化財保護課から速報で文化庁へ報告されるべきであったが、未だに文化庁で審議にも諮られていない）として大問題である。

2. 『25次調査報告書』の積極面

この報告書で評価できる点は①研究所の見解に反して、土壇の土質が硬いと認定したこと。②土壇上の「大規模建造物」が焼失したことを確認した点。③土壇の正確な測量図を作成した点。④同時に刊行された『化学分析調査報告書』で、炭化した木片の化学分析での「古木効果」により、室町時代伐採の可能性を出せた点。⑤最新の地形測量によって現況の土壇状態が判明した点。そして土壇が描かれた大正末から昭和の初めにかけて作成されたと思われる「鹿苑寺（金閣寺）庭園測量図（京都府所蔵・原図縮尺1:1,000）」を評価し、カラーの「巻頭図版3」（図1）として掲載した点などの5点を主に挙げることが出来る。

①この報告書で最大の成果は研究所の『16次調査報告書』で北山七重大塔土壇を否定する根拠にした「密な堆積ではなく、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい。」（p7）という誤った根拠による結論を、「中世盛土の堆積状況の評価については、外部有識者の菱田哲郎氏（京都府立大学文学部教授）、箱崎和久氏（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部長）」の見解を踏まえた上で、「中世土壇盛土層は、盛土が細かい単位で密に施工されている。現在の盛土層は脆く軟質になっているが、この地点の盛土層断面は土層上面の地形改変によって長期間露出していた部分であったと考えられる。堅固に突き固められた基壇構造であっても、保存状態が良好でなければ盛土が軟化する事例があるため、第2トレンチ盛土層が現状で軟質であっても、施工された段階には堅固な堆積層であった可能性はある。」（p58）とした点にある。

これは土質が柔らかいが故に大塔の土壇ではない、という『16次調査報告書』の誤った見解を正面から覆しており、評価に値する。但し、私は「現在の盛土層は脆く軟質になっている」と持って

回ったようにいうのは研究所への忖度であろう。何故なら十分に現状でも硬いからである。

②に関しては発掘調査での最重要課題を、ほんの1ページに満たない簡単な「まとめ」で済ましていた研究所の『16次調査報告書』と異なり、次のように具体的に否定した点である。即ち、「被熱面は硬化し、色調は赤褐色に変色している。火災時の地表面と考えられ、かなりの長時間にわたって火災に伴う高熱を直に受けたようである。被熱が顕著であることから、大規模建造物の火災と考えて矛盾はないであろう。」（同p 59）と報告している。

これもまったく同感であり、丁寧で現実的な観察であると考ええる。

特に「大規模建造物の火災」であることを想定している点が注目でき、北山殿建物群の消去法から、今回の報告書ではこの建物が何かについて直接触れていないにしても、「大規模建造物」なるものは（研究所が想定した応仁の乱で焼失したという「小御堂」なる正体不明な建物ではなく）記録に明らかな、応永23年（1416）正月9日に落雷によって焼亡した北山大塔以外にないことが明白となった。この点に関しては研究所の『16次調査報告書』の見解を批判した私の「北山七重大塔の所在について（下）」『洛史 研究紀要第12号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2019（以下、『東2019年』とする）で詳しく論じているので参照して頂きたい。

また、「2. 位置と環境」においても、「本調査地は鹿苑寺境内の東北部にあたり、黒門の北西約70mに所在する一辺40m四方の土壇状の高まりである。近世以降、鹿苑寺の境内を描いた絵図がいくつも確認できるが、いずれもこの土壇付近は林もしくは何の表記もなく特段の注意は払われていなかったようである。しかし、この土壇は、後述する周辺調査事例より北山大塔の遺構の可能性が指摘されている。」とし、私の「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山大塔」『研究紀要』第7号、財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2001年（以下、『東2001年』とする）を「注」として挙げている。これは北山大塔所在地に関する初めての私の専論を挙げない（もしくは黙殺することによって学問上のプライオリティを無視した）、研究所の『16次調査報告書』より学問的に良心的である。

更に続けて「この土壇状遺構は北山殿の一部ともいえる『八町柳町』を南北に貫く道祖大路の延長線の中軸線として、金閣とほぼ左右対称の位置にあることが指摘されている点は注目される」（p 41）とし、私が担当執筆した『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-9、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2016年（以下、『東2016年』とする）を「注」として挙げており、私の報告した14次調査の成果を「第14次調査は土壇の北側、第3次調査より更に北側に調査区が設けられた。室町時代の基壇状の高まりや池、溝、瓦窯などが確認されている。特に溝3から大型の金銅製宝輪の破片が出土している点は注目される。」（p 45）としていることも正当な評価であり、好感が持てる（ここで『金銅製宝輪』とあるのは「九輪」のことである）。

なぜなら、この室町時代の「溝3」（土壇より約20m北西地点）から出土した、マスコミ各社によってセンセーショナルに報道された復原径2.4m・重さ8.2kgの日本一巨大な「大型の金銅製宝輪」（九輪）こそが、土壇の性格を決定付ける考古学的証拠だからである。この点が、14次調査の成果、とりわけ九輪出土に意図的に触れない、研究所『16次調査報告書』との大きな違いとなって



第29図 廣苑寺（金闍寺）庭園 土壇測量図A (S=1/400 京都府・京都市作図・電子測量)

図4 令和2年測量図A

現れているのである。

③は、園路・広場等が破線で囲われ、その中が低く平らに正確に表現されている測量図（図4）によって大塔土壇の正確な規模と毀損された部分が、以前に存在した測量図との比較・照合によって浮かび上がらせる事を可能にする道を開いた点である。

報告書によれば土壇は「全般に中世以降の地形改変が進んでいるが、平面形態は整美な正方形で、規模は、仮に北辺を等高線の97.5m、南辺97.0m、東辺96.9m、西辺97.1mラインとすると一辺約40mの正方形となり、主軸は座標北からわずかに東に振る丁寧な測量と設計の元で施工された土壇と考えられる。また、現況の土壇再上面の標高は99mである。土壇裾をどの等高線と捉えるかで高低差は変動するが、現況地形では概ね2m程度の高さがある。」（p 46）と正確に報告している。

これは実態が不明な、出来るだけ小さい「小御堂」なるものに、この土壇を計算間違いも含めて無理矢理当て嵌めようとした『16次調査報告書』の「一辺が30m前後」（p 5）とする誤謬が、ここに正されたのである。

このような測量は本来、古墳の調査がそうであるように16次調査の際に事前に実施すべきであり、それを怠った16次調査がいかに杜撰な調査であったかを物語っている。

④は『化学分析調査報告書』によって、土壇上に建っていた建物の部材の伐採期が、室町時代前期である可能性を示しており、新聞記事にあるように1416年に焼亡した大塔である可能性が著しく高くなったことである。

この点については『16次調査報告書』で、土壇内で出土した2点の出土土師器片だけで「これら2点は京都Ⅷ期に収まり、室町時代前期に比定できる。」（p 15）としていた土壇造成年代を、より補強する材料となるであろう。

この問題も本来、16次調査で行われるべき化学分析であり、炭化した木片の記述が全くない16次調査より良心的な調査方法であり評価に値する。但し、『25次調査報告書』にこの化学分析の実施については一切触れられておらず、別冊の『京都市内遺跡詳細分布調査報告 令和2年度』に紛れたように化学分析の結果だけが突飛に発表されており、不審である。財源別等の事情で別冊として刊行されたにせよ、『25次調査報告書』の出土遺物項目内で「炭化木片」検出等を一言入れるべきであろう。

なお、『16次調査報告書』では土壇建物の火災を応永23年の大塔火災の他に、応仁の乱の火災であるように記述する。しかし、応仁の乱火災説の根拠については14次調査で検出した、応永23年の大塔焼亡の際に類焼した記録がある「愛染明王堂」の被熱を受けた基壇か、そこに基壇の高低差を利用して設けられていた瓦窯の被熱層を、応仁の乱火災説に引きつけて強引に導き出された誤謬であり、この説は成り立たない。その件に関しては16次調査に先だって『東2016年』で既に否定しており、特に『16次調査報告書』の応仁乱＝小御堂焼亡説については『東2019年』で徹底的に批判しているので参照頂きたい。なぜなら『16次調査報告書』は私が北山大塔九輪検出した『14次調査報告書』成果を無視することによって成立しているからである。

史料批判からは応仁の乱で被害を受けたのは西軍の陣地になることによって建物が「破却」されたことを伝えるのみで、火災に遭ったことは確定できない。従って、『25次調査報告書』で北山大塔焼亡の応永23年（1416）に併記して「応仁の乱で兵火を受け一部の建物が焼失し」（p 41）とあることや、京都新聞記事でも「義満が高さ100メートル級の大塔を建て、1416年に焼失されたとされる。応仁の乱（67～77年）の陣地になり、兵火で一部の建物が焼失したという。」とあるのは『16次調査報告書』の間違った記述に引きずられた信憑性がない紛らわしい記述であると考えられる。しかも、考古学的根拠となる土壇出土遺物が室町時代前期のⅧ期（1360～1440年頃）であるとするならば、その点だけでも『16次調査報告書』の、後述する土器編年で室町時代中期の1440年以降のⅨ期となる応仁の乱火災説の根拠がそれだけ脆弱となる。何故なら後者の遺物は一切出土していないのであるから、応仁の乱説を取ることは無根拠の「悪魔の証明」となるからである。

この点に関して、この『16次調査報告書』が、いかに粗雑であるかの一例として再度ここで批判しておけば、自分の都合の良いように文献に中略を入れることにより、無理矢理室町時代中期の応仁の乱の火災に誘導していくところにある。即ち、『16次調査報告書』では、この土壇の「考えられる火災時期としては鹿苑寺（金閣寺）境内の北東にあった北山七重大塔が雷により消失した時や応仁の乱の時などが考えられる」（p 7）とした上で、さらに後者の応仁の乱とするために南都の

伝聞『大乘院寺社雑事記』応仁元年（1467）六月二十二日条を「・・北山鹿藺寺成陣・・中略・・小御堂先年炎上・・中略・・西方陣也」と部分的に「中略」によって切り取って「応仁の乱」の火災なるものが実在し、さも土壇被熱面の原因であるかのように引用する。しかも、そこで決定的箇所を「・・中略・・」にすることによってその目的を果たそうとするのである。

しかし、ここで全文掲げると「北山鹿藺寺成陣、金堂以下破却其外不法也、一字不無為云々、小御堂先年炎上、取立之处、又破却事、北山式中々無是非、西方陣也」とあり、応仁の乱勃発の応仁元年（1467）より「先年」、つまり応仁元年より「何年か前」の「小御堂」の「火災」を指しており、応仁の乱で焼けたとは一言も言っていないのである。上記では金閣を「金堂」と誤記しているが、ここは西軍の陣となり「破却による被害を受けなかった建物は一字も無く、また何年か前に炎上した小さな御堂も再建したのに、無法にも破却された。」と読むべき伝聞なのである。従って『16次調査報告書』は応仁以前の火災を応仁の乱の火災と読み替えて意図的に引用しているのであるが、こんな小細工までして本命の大塔焼亡期から目を反らそうとするのである。しかし、応仁の乱説が潰れた以上、消去法から必然的に大塔火災以外には選択肢はなくなるのである。

なお、時代が降り、信憑性にやや問題がある、江戸時代の「鹿苑寺寺説」として「小御堂」や「大塔」の位置を記している大島武好編『山城名勝志卷之七』正徳元年（1711）がある。それによれば「鹿苑寺寺説云、義満公北山第、境内甚廣、總門紙屋川西、北小路、今地藏院傍ニアリ、礎石在_二于今_一、御所號_二芳徳_一、今方丈東北至_二石不動堂邊_一、昔金閣廻悉池、芳徳間架_二反橋_一、池南有_二拱北樓_一、東南有_二小御堂_一、東有_二地藏堂_一、（安_二數體_一）其地云_二地藏本_一、其像今金閣内一軀、石不動堂一軀相残、其北有_二大塔_一、本尊彌勒石不動堂ニ有」とあり、ここでは「大塔」が、池の「東南」の「小御堂」、東の「地藏堂」の「北有」としており、ここでも金閣寺境内北東部の巨大な方形土壇が、大塔候補地となることは言うまでもない。

従って、今回の『25次調査報告書』で「かなりの長時間にわたって火災に伴う高熱を直に受けたようである。被熱が顕著であることから、大規模建造物の火災と考えて矛盾はないであろう。」とあるように、検証発掘調査からも土壇の被熱層は消去法から応永23年の「大規模建造物」の北山大塔焼亡に絞られたわけである。繰り返せば土壇正面の被熱層は北山大塔という「大規模建造物の火災と考えて矛盾はない」のである。この意義は決定的である。というのも義満の北山殿で、ほぼ場所が確定している北御所を除いて北山大塔以外に「大規模建造物」は考えられないからである。

④ 土壇の測量図には今回の令和2年の園路等によって凹んで平らにされた部分を「点線」で表した、等高線1cm間隔の「土壇測量図A」（図4）の他に、昭和63年（1988年）に金閣寺が作成した、大スケールである1：200の等高線が50cm間隔である金閣寺蔵「土壇測量図」（図5）がある。ここで注目したいのはこの図には土壇上には園路等が一切描かれていない点である。即ち、昭和63年段階では園路はまだなかったとすることができるであろう。

『25次調査報告』では前者を「測量図A」とし、後者を「測量図B」と呼称している。

⑤今回新たに公開された京都府蔵の1：1,000則量図「土壇測量図C」（図2）と呼称され、未完成であるが、「文化財指定を契機にした詳細測量によって、大正末期から昭和初期の間に作成され

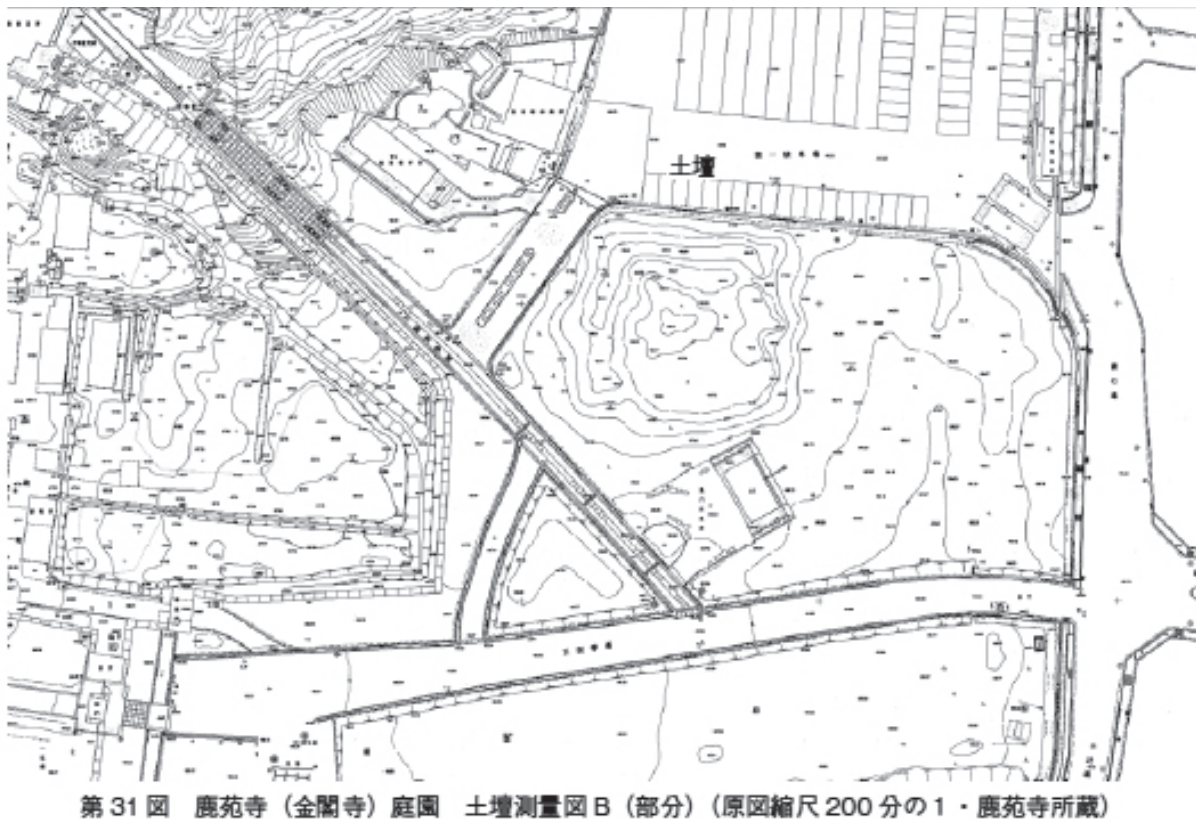


図5 昭和63年測量図B

たものと判断」（p 49）された測量図である。この図にも園路等は全く描かれていない点に注目されたい。

この園路等が描かれた図面が初めて報告書で公にされたのが2016年（平成28年）調査の『16次調査報告書』（図6）が初源であるので、少なくとも園路等が設置されたのは1988年以降で2016年までに限定することが可能である。しかも、京都府・市文化財保護課に問い合わせたところ「戦前の指定時の完成図や他の図面があるはずで、調査中」といっておきながら、実はC図面以外所持していなかった点にある。このことから特別史跡・特別名勝金閣寺庭園図面が上記未完成の「土壇測量図C」以外に文化財保護課に保管されていないことが明らかになり、管理基本台帳ともいえる完成図を文化財保護課が持っていないという文化財管理体制の杜撰さが浮き彫りになったのである（世界遺産指定時はどのようにして指定区の地図を作ったのか不明である）。

とはいえ今回の土壇再調査によって私が、約20年前『東2001年』で表明した北山大塔の所在地に比定した見立てが、正しかったことが実証されたことは喜ばしいことで大いに評価に値する。

3. 『25次調査報告書』の否定面

次に否定面に移る。繰り返せば今回の申入れは「北山大塔の基壇と推定されている方形の高まり（築山）において、①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路、既存広場等の造成等の現状変更は、いずれも文化財保護法にもとづく許可を受けずに、あるいは許可条件に違反して行われた違法な現状変更であるから、速やかに原状回復をはかるなど、必要な是正処置を講ずるよう」求めたもの

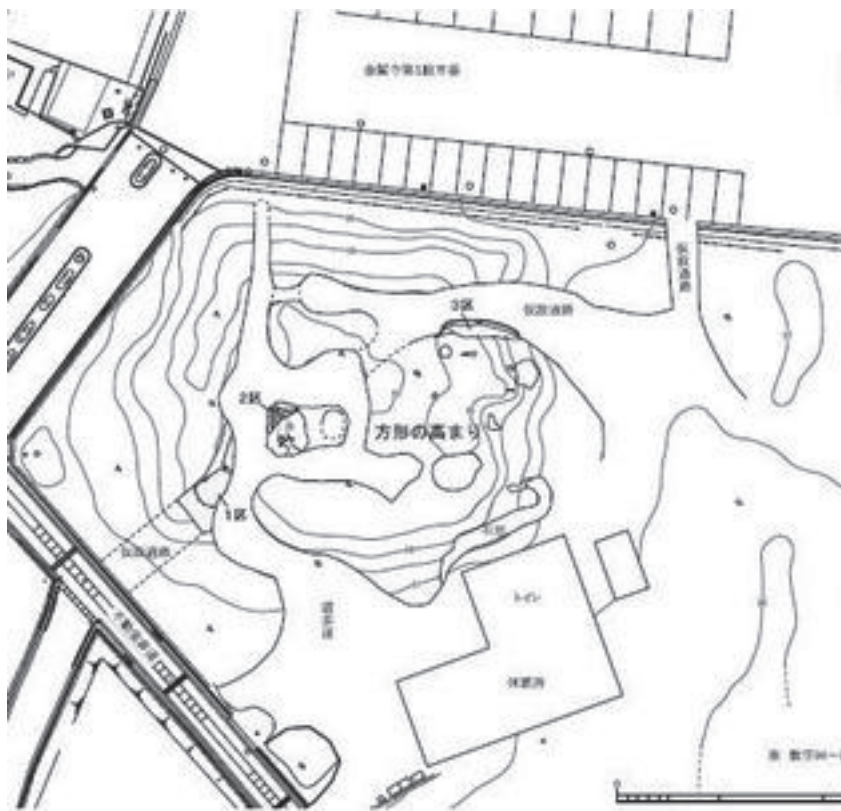


図6 『16次調査土壇略図』

である。

ところが驚くべきは土壇に毀損はなかったと結論づけている点である。若し毀損があったとすれば、昭和25年制定以来、今日まで罰金額も変わっていない文化財保護法第百九十六条。

「史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又は隠匿した者はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁固又は三十万以下の罰金に処する。

前項に規定する当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁固又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。」の后者に該当する事になるので、重要である。

若し毀損が事実であったとすれば、文化庁・京都府・市文化財保護課は金閣寺に文化財保護法に抵触する行為への免罪符を与えたこととなり大問題であると考ええる。結論を先に述べておけば、私がここで主に問題にしているのは今回の報告書が問題にしている「仮設通路」部分だけではなく、申請前に既に舗設されていた通路・広場等も問題にしているのだと言うことを前もって述べておきたい。以下『25次調査報告書』の記述に沿って順次批判していく。

『25次調査報告書』は石垣部分を「第1トレンチ」とし、『16次調査報告書』の「第1区」を「第2トレンチ」と呼称しているので、混同しないように要注意である。また、『25次調査報告書』は最も毀損が酷い16次調査の「既存通路」が存在した「第3区」を最初から再調査対象から外している。これは金閣寺に対する忖度以外の何物でもないことが次第に明らかになると考える。

しかるに『25次調査報告書』は①に関しては写真(図7)の石垣をわざわざ「註10」として「通



第34図 第1トレンチa区 調査着手前（南東から・令和2年（2020）8月26日）

図7 土壇石垣部

常、石材を積み上げて築造した工作物を『石積』あるいは『石垣』と称する（文化庁文化財記念物課2014）が、土壇南東部の構造物は、石材が積まれるのではなく、傾斜に敷き並べられる構造であった。したがって、上記の『石積』、『石垣』の定義には該当しないと判断される。むしろ、弥生時代の『貼石墓』と近い構造であるため、本稿ではこの遺構を『貼石』と称する」（p 69）とする。即ち、文化庁の定義に反して、強引に定義を「貼石」に変更し、石垣・石積ではないとするのである。

しかし、（図7）を見ても分かるようにこれは石垣以外の何物でもなく、これは日本語の定義・常識を覆すものである。なぜなら石を並べたものが石列であり、その上に石を積み上げたものが石垣に他ならないからである。この写真にあるように天端の一部が下の石に負荷をかけない『貼石』になっているに過ぎない。従って、これは文化庁文化財記念物課の定義で十分なのである。何故このようなことを強引に定義替えるかと言えば、それは該当部分が毀損によって石垣にされたのではないとするための論理的強制によって、あくまでも構造に関係のない置き石や貼り石の類にしたいためなのである。果たして施工業者は「弥生時代の『貼石墓』」を想定して施工したのだろうか。

しかも、本文では「石垣の築造とされた行為は、土壇東北部にある高さ約2m、延長約16mの範囲にわたって一抱えほどの石を敷並べた行為である。本来、石垣とは不同沈下を防ぐために基底部を揃え、崩壊しないように荷重のバランスを考えて石材を据え付け、積み上げていくものであり、石材の後方には排水や崩落防止のために裏込めを、石材相互の隙間には間詰石を詰めていく。」と知ったような説教が続く。しかも驚くべきは更に続けて「しかしながら、今回指摘された行為は、

基底部の不同沈下対策工事がなされているわけでもなく、荷重を考慮して石材が据えられているわけでもなく、裏込めと呼べるほどのものも詰められておらず、後述する盛土の流出を抑えるために盛土の表面に石を貼り並べたものであり、土壇を削って据えたものでないことが明らかになった。」(p 66)とする。こんなことを報告書でくどくど書く必要があるのだろうか？換言すれば石垣の定義を自分勝手に作り出し、それに該当しないから石垣ではないと断言したいための不必要な記述である。なぜなら近世の城郭の石垣や「弥生時代の『貼石墓』」の概念を今回の石垣に当て嵌め「土壇を削って据えたものでない」ことに無理矢理したいための無意味な記述だからである。

「盛土の流出を抑えるために」石垣が築かれても何ら不都合はないはずである。これらの報告書に不必要な回りくどい文言は学問的調査を行ったように見せかけるレトリックであると私は考える。何故ならいずれにせよ毀損はあったのだし、無申請で石垣にせよ貼り石にせよを積み上げた事実が明るみに出されて、文化財保護法に抵触する可能性が明らかとなったからである。

●盛土未完掘問題

図8は『25次調査報告書』の石垣部分の「図13第1トレンチa区断面図(1:50)」(b区断面図もあるがa区で代表しておくp 53)である。ここで注目したいのは、「中世盛土層」直上が「※19・20【現代盛土施工時の表土層か】」と疑問符で書かれた「現代盛土層」であることがポイントとなる。ここでの問題は2つある。

第1に、これでは「※1～17【現代盛土層】」とする現代盛土層をそのまま掘りきらずに埋め戻したことになる、調査を完掘せず不完全に強制終了させたことになる。

第2に図8にある「現代盛土施工時の表土層か」と疑問符を付けられた層が、果たして中世盛土層を削った直上に形成されたものなのか？それとも「現代盛土層」それ自体なのかを、曖昧にしたまま調査を終了した点にある。本来、現状復旧のためであるとするならば、これらの「現代盛土層」を全て撤去して初めて毀損があったのかなかったのかが判明するはずである。また、それら現代層を撤去した後で復旧をどの様にするのかが問われなければならないはずである。

では聞くが、何故そこに流出する約2mの「現代盛土」が築かれたのか？その点についても沈黙する。これは例えで言えばブリンをスプーンで掬った後に掬っていないと言い張るようなものである。時系列的に整理して考えれば、後述するように戦前の測量図Cの段階で土壇南東部の凹み(報告書で「塩ビ管敷設以前の攪乱SX102」p 50)があり、昭和63年測量図B段階ではその凹みが埋められ(それが図8の「※18【SX102埋土】」に該当しよう。従って、その埋土が形成されたのは戦前から昭和63年以前に埋められた可能性が高い。)、更に今回の測量図A作成前にもう一度掘削されて、現代盛り土で埋められ、更にその上に塩ビ管設置のため溝が掘られて北山大塔土壇裾部を毀損して、その上に石垣が積まれたという複雑な過程がこの図8から窺われるのである。だから毀損がなかったかのように取り繕う『25次調査報告書』は詭弁以外の何物でもないのである。

●本質的議論がない無内容な報告書

とはいえ我々はこのような些末な点に関わっているのは先に進めないなので本質的な議論をここで行いたい。

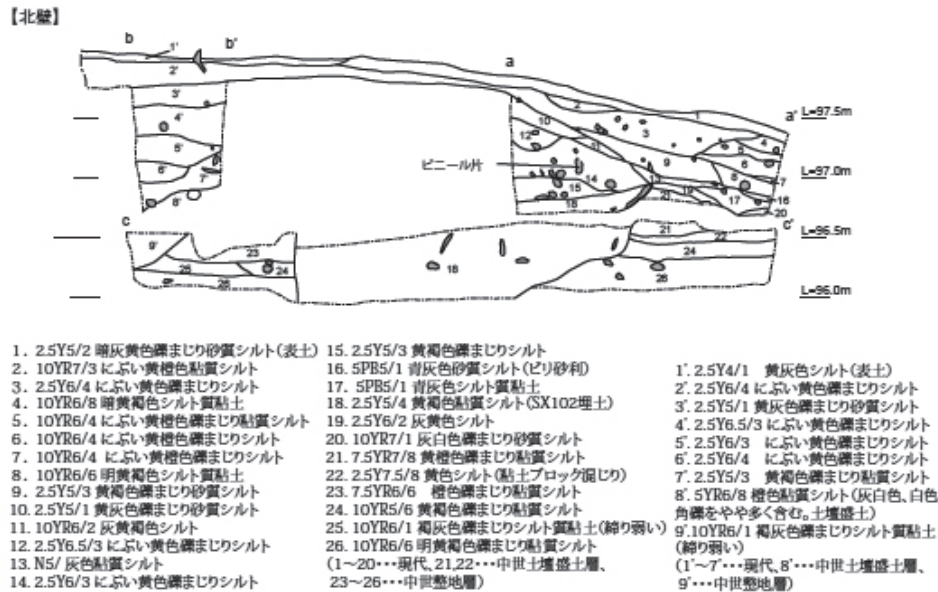


図8 土壇石垣部盛土断面図

京都市文化市民局から「令和3年3月31日」付京都市会議員井坂博文氏への『鹿苑寺（金閣寺）の発掘調査報告書について（報告）』がある。それによれば「本件調査は、鹿苑寺が行った現状変更による遺構への影響の有無を確認することが目的であり、発掘箇所もその目的に沿って設定しました。そのため、土壇が何の遺構であるかは判断できません」とあり、はじめから調査目的を毀損の少ない範囲に限定し、しかも「現状変更による遺構への影響の有無を確認することが目的であり、」「土壇が何の遺構であるかは判断」しないという驚くべき既定方針だったと推測する。

もし本気で「鹿苑寺が行った現状変更による遺構への影響の有無を確認することが目的であり、発掘箇所もその目的に沿って設定しました。」とするならば、そもそも何故、毀損が最も酷い『16次調査報告書』で「既に敷設され（て）いる仮設通路が切り通しとなっている」（p9）「第3区」を殊更に再調査から外したのか？と問われるべきなのである。この点については後述するように、そこを再調査すれば毀損の現実が、あからさまになるからに他ならない。だからこそ最初から「第3区」を再調査から意識的に外したとしか考えられないのである。

また、16次調査で「第1区」とした今回の「第2トレンチ」と呼称した再調査区も「平成28年度に保存の対象とした遺構面がその後、適切に保存されているかを確認することを主目的に調査を実施した」（p59）と勝手に調査目的を設定する。しかし、本来の目的であるはずの「現状変更による遺構への影響の有無を確認することが目的」ならば、毀損があったかどうか？調査が適切であったかどうか？の設問に答えずに、最初から問題にならないよう、わざと矮小化して16次調査の「第1区」、即ち25次調査の「第2トレンチ」が「適切に保存されているかを確認すること」に限定してしまうのである。その答えは「小結」にあるように「第2トレンチの調査の結果、平成28年度第16次調査が終了した段階の状態を保ち、遺構は保護されていたことを確認した」という同義反復だけなのである。これは本末転倒であり、何のための再調査なのであろうか？遺構が調査後に適切に保護されていたかどうかは二次の問題である。

そうではなくて16次調査で土壇を検出した第1面で保存されるべきであり、金閣寺に付度してスロープが設置されることとなる、第2面まで深く掘り切って、土壇を毀損した16次調査方法自体が問題とされなければならないのであると考える。図9は『16次調査報告書』から作成された新出高久氏のFacebookに投稿された2020年10月19日『鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察(5)』にある図である(<https://www.facebook.com/photo?fbid=2907611849344881&set=pcb.2907612386011494>)。ここは特別史跡・特別名勝指定内であり、保護を前提に丁寧な調査が望まれるべきなのである。これは若し仮に土壇遺構の断面を確認したいのならば、第1面で断ち割を入れれば済むことであり、全く不必要で必然性のない金閣寺が申請した「仮設通路」の為に切土が発生する第2面まで掘り下げたことは北山大塔土壇という重要遺構を毀損したことになる。しかし、そのことについては今回の報告書では一言も触れないのである。いつから我々の指摘に対して第2面が「適切に保存されているかを確認すること」が再調査の「主目的」になったのだろうか？論点のすり替えである。

この『25次調査報告書』の本文は毀損の事実と北山大塔土壇であることを巧みに避けて歪曲化して叙述をする。しかし、収録された図面は見事なものであり、図面を見てゆけば事の成否が不思議なことに判明するように構成されているのである。

この点については2020年10月6日に開催された現説資料である『令和2年度特別史跡・特別名勝鹿苑寺(金閣寺)庭園発掘調査 説明資料現地公開説明資料』公表段階で、本稿と重複するが、徹底的な見事な批判が鈴木徹氏によってなされている。鈴木氏のFacebook御投稿を²⁾として取り上げておきたい。是非参照頂きたい。



図9 16次調査第1区及び新出氏による解説

ここでは事実を語る図面から論を進めていきたい。というのも『25次調査報告書』収録の図面を取り上げると、彼らの正確な図面と、その解説との矛盾が、如実に現象してくるからに他ならない。

●図面と解説との矛盾問題

戦前の図2の土壇部分だけをクローズアップした報告書p64の図28（図10上）「土壇測量図C」（この図には丁寧にも「点線・・・現在の園路」が付加されている。読者には特に私がグレーに塗った「現在の園路」となる点線内と点線内部に出張った最高位の等高線に注目願います。そこが掘削された部分だからである）は、恐らく平板測量で土壇だけを測量したものを1:1,000の縮小図である金閣寺境内図に、縮小して移し替えて描かれたものと考えられる。但し、無理な縮小によって鉛筆による線が重複して見づらくなっている点が難点である。

報告書では「土壇測量図C」は「作図年代が古いため、当然、測量精度は近年作図された測量図A、Bよりは粗い。ただし、土壇地形を含む鹿苑寺境内の地形の特徴が丁寧かつ克明に表現されているのが特徴である」（p47）とあり、更に「測量図Cの作成年代は測量図Aよりも90年以上遡るが、光波測距機による電子測量から作図した測量図Aに表現される微地形を正確に捉えて作図している」（P65）とあるように、『25次調査報告書』で高く評価されている。

私も「土壇測量図C」についての評価は異論なく、本来は平板測量であり、原図はかなり精度が高かったものと思われる。勿論「測量図A」に描かれた地形が削平によって変化している園路・広場等を除いての話である。

この図は『25次調査報告書』で明らかにされたように「尺貫法」で描かれたとされており、「測量図C」の土壇部は土壇の四周に6本～8本の等高線が巡るように描かれている（一部線が重複）。このことから等高線の間隔は尺貫法の1尺＝30cmと考えられ、土壇の高さは2m以上（ $0.3\text{m} \times 6\text{m} = 1.8\text{m} \sim 0.3\text{m} \times 8\text{m} = 2.4\text{m}$ ）の範囲内であったと考えられる。

『25次調査報告書』では、現況を高さ「概ね2m」とされ、「一辺40m」の正方形だと正確に計測されている。また、『16次調査報告書』では一辺四方の長さを意図的に「小御堂」なるものの小さな基壇にするために「一辺約30m」としているが、高さについては「周囲より約2m高く」（p5）とあり、現況の高さについてはほぼ一致している（従って、埋まっている室町時代整地層からの高さは概ね $2.4\text{m} = 8\text{尺}$ となる）。

従って、ここでこの巨大な土壇をどの様に考えるべきかという問題に直面するが、この問題は遂に2012年に八木書店によって『経覚私要鈔』第8・史料纂集・古記録編として翻刻・活字化されて初めて一般の人の目に触れるようになった、興福寺別当経覚の日記『経覚私要鈔』にある記録をどの様に考えるべきかという問題に通ずると考える。即ち、

「相国寺塔一昨夜炎上云々、四々九間、雷五重目落焼失云々、希代事也」文明二年十月五日条（『経覚私要鈔』第8・史料纂集・古記録編、八木書店 2012年）がそれである。応仁の乱中の再々建の相国寺七重大塔の焼亡を伝えるこの記事によれば九間四方であったという。北山大塔焼亡後、4代目将軍足利義持によって相国寺で再建された大塔は一辺9間。即ち一辺に10本（単純に40m

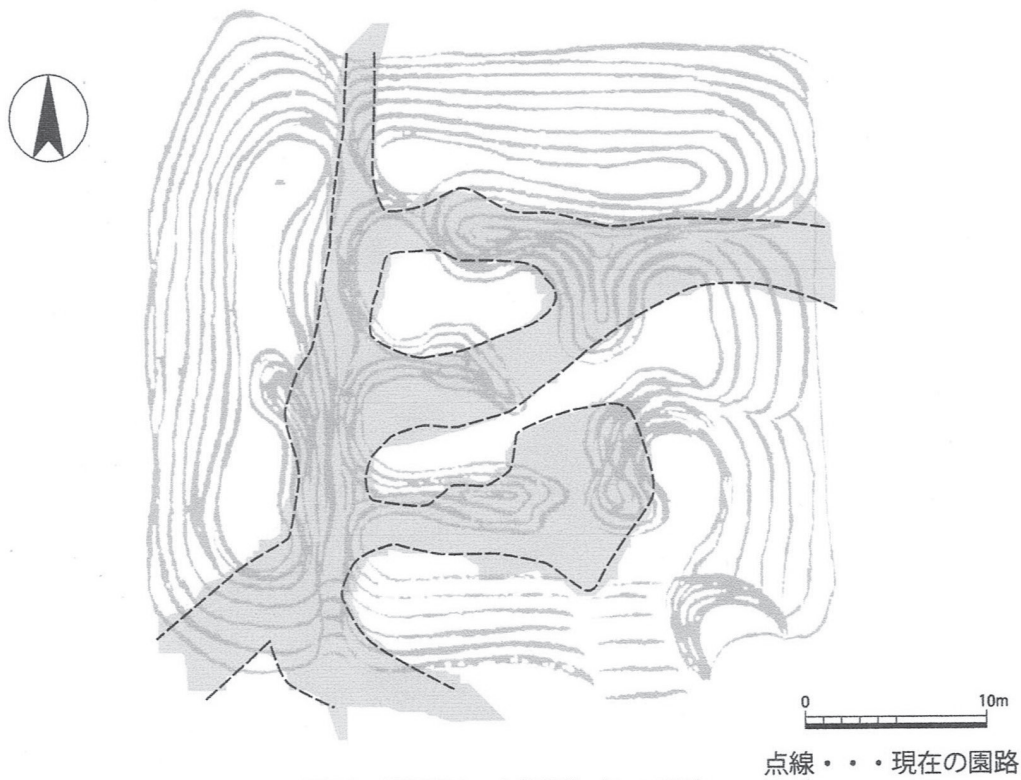


図28 測量図C 土壇部分 (1 : 400)



図29 測量図A・C 合成 (黒・測量図A 赤・測量図C, 1 : 400)

図10 土壇測量図 (トーンは筆者加筆)

÷10で凡1間4mとなる。この値は建築学的に不可能な値ではないと考える）の側柱が立ち並んでいた可能性もあり、後世の天守閣のような大塔だったのかもしれないのである。

そして若しその記述が正しいとするならば、一辺10本のかなり太い側柱が立ち並ぶ壮大な七重大塔となる。大塔の形式学的には五間か七間の可能性も残るが、一辺40m四方・高さ約2mの土壇は上記の記録に相応しい規模だといえよう。これを私は今日、日本で、遺構として残された日本一巨大な七重大塔土壇跡だと考える。

なお、相国寺大塔跡は現在、相国寺東に位置する「塔之段町」として町名としては残るが、市街化しており、その痕跡は見いだせない。それが故にこの金閣寺境内の土壇跡が相国寺大塔を考える上でも貴重なものとなるのである。

ここでついながら一言付け加えれば、土壇の堅さが柔らかいか固いかは相対的な主観的な判断であり、それだけでは北山大塔土壇の必要十分条件を満たさないのである。そうではなくて、今回の再調査で床面の被熱層の堅さは「大規模建造物の火災と考えて矛盾はない」とあるように、16次調査が柱当りに該当する礎石抜き取り穴（または壺掘りによる硬化層）を外しており、火が直接当たる床面を検出したことである。しかも土壇形成層が約10cmに分層でき、ほぼ水平に堆積する版築状の堆積土によって造成され、最上層の赤く被熱した分厚く平らな床面を16次調査で東西に離れた「第1区」と「第3区」で水平に検出した事が重要なのである。この事によって土壇が大陸様ではなく和様の亀腹であり、また、和様の大塔板張り床が焼け落ちて固く厚い被熱面が形成された必然性が看取できるのである。

本稿では「土壇」としたが、それは正確には和様基壇の「亀腹」のことである。亀腹は側面を漆喰か白土で塗り巡らす単純なものであり、和様木造建築特有のいわば基壇であって、16次調査はそこに大陸様の化粧石等がないと勝手に思い込んで大塔の性格を看取できなかったのである（漆喰ならばこの600年の年月によってとっくに流されて痕跡を残さないであろう。亀腹にそもそも石組み等の痕跡を求めること自体がナンセンスな問いなのである。亀腹が和様で大塔形式であることは『東2019年』参照）。基壇化粧石が無いから塔基壇ではないと言った物言いがあったことを付言しておく。

また、炭化した木片は亀腹上面から今回検出できたが、壁土等の焼土が検出されていないことは恐らく軽量化のために壁も板壁であり、屋根も軽量の檜皮葺きか柿葺きで、屋根に置き土を必要とする重い瓦葺きではないことも理解できる。これらのことが16次調査の「第1区」第1面と、既に切り通しになっていた「第3区」断面調査で北山大塔亀腹であることを検出状況から十分判断出来る事柄だったのである。というのも、考古学も学問である以上、必然性の洞察が必要なのであって、『京都新聞』の記事にあるように未だに「市埋文研は『年代や建物を考古的に推定できる状況にはない』と慎重な見方を示す」という状況ではもはやないのである。

この点についても煩を厭わず言及すれば『京都新聞』2020年10月7日朝刊の『『北山大塔』結論出ず』という見出しの記事があり、その記事の中に「職員（東のこと引用者）は『大塔に相応しい規模感で焼土層も残り、可能性が高い』と訴える。対して、市埋文研は土壇上部の土が斜めに積ま

れた点などから『大重量を支える基壇とは考えにくい』と指摘する。塔基壇を囲うのが通例の雨落ち溝や石組みの痕跡も、今回の調査を含め見つかっていない。ある考古調査員は『土壇の外側が高く、内側がくぼむ形状から、大塔焼失後の応仁の乱に絡む土壇と見る向きもある』としつつ『そもそも土壇の年代や建物を考古的に推定できる状況にない』と強調する」とある。なぜなら同じ『京都新聞』2021年4月1日にも研究所を代表して全く同じ「年代や建物を考古的に推定できる状況にはない」と言うコメントを再び繰り返しているからである。

しかし、今回の『25次調査報告書』と、その北西の14次調査で出土した日本一巨大な大塔九輪によって証拠は揃っているのである。亀腹の概念のない16次調査のように遺構である土壇を掘り下げてお宝探しをしてはいけない。それは石組みや塙のない和様の亀腹であり、大塔の焼亡した被熱を受けた床面を検出したという認識無しに、プロクルステスの寝台（Procrustean bedギリシア神話に出てくるアッティカの強盗の話＝自分の主観に合わせて対象を殺戮するたとえ）のように貧弱な認識に囚われて無理矢理自分の主観を巨大な対象に押しつけたのである。これでは日本一巨大な北山大塔土壇の評価は到底出来ないのであって、自分の貧弱な主観を対象に押しつけてはいけない。そうではなくて対象から概念を導かなくてはならないのである。これは日本一巨大な土壇であり、通常の塔の概念を越えている。ここでは盛土と礎石以外何者も残らないという亀腹の概念のない欠けた概念によって作成された『16次調査報告書』とは逆に、日本一巨大な方形土壇に合わせた想像力と客観的な評価が必要とされるのである。以上の諸問題については『東2019年』で詳しく論じておいたので参照願いたい。

さて、本題に戻ろう。「測量図C」の最上級の等高線から等高線上面は平らに表現されていて、私が礎石抜き取り穴と考えている一定の規則性を持って穿たれた深い凹みや、それを縦横につないで礎石抜き取り穴に溜まった水を排水する深い谷状の溝が、平場を切って平坦部各所に描かれている。

このことから『25次調査報告書』は「測量図A、Cの比較から、土壇正面に現存する通路や広場の位置は測量図Cの段階に既に存在した起伏の凹部に形成されていたことも看取される」とし、「土壇上面の通路、広場は、基本的に土壇上面の起伏を利用して作られており、顕著な地形改変は受けていないようである」（P 65）と断定し、さも戦前から現在までのこの間に変化がなく、毀損等がなかったかのように装うのである。これは欺瞞以外の何物でもないのである。「ようである」は単なる感想に過ぎないのであって、これを結論に持ち込むこと自体ナンセンスであろう。

更に問題なのは本稿で図10上とした（図28）の解説である。「既存園路は、平成28年現状変更申請時に土壇上に存在した『既存広場』『既存通路』『既存園路』をまとめた申請図面上の呼称である。問題はこれが無許可で土壇を削って作られたものなのかどうかであるが、少なくとも昭和10年（1935年）以前で、大正11年（1922年）から昭和5年（1930年）の間におおむね限定することが可能である測量図Cに描かれた土壇部分の等高線の谷部分と、これらの施設の位置が概ね一致すること（図28）から、測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものと考える。」（p 67）と勝手に総括して、毀損がさもなかったかのように平然と結論づける。しかし、それでは

設問に答えていないだけでなく、「申請図面上の呼称」の問題に矮小化し、最も重要な課題である毀損された時期の問題をはぐらかしており、詭弁である。なぜなら『既存広場』『既存通路』『既存園路』が、何時設置されたかの核心問題に何一つ触れないで、戦前の測量図C時代から何ら変わっていないように取り繕い論点をはぐらかすからである。

ここで問題なのは2016年の金閣寺による「仮設通路」現状変更だけではなく『既存広場』『既存通路』『既存園路』が、その申請以前に無申請で既成事実として舗設されていた点にある。ここに『25次調査報告書』による問題のはぐらかしの本質があるが、ここで再調査しなければいけなかった点は測量図B・Cに描かれていなかった『既存広場』『既存通路』『既存園路』が設置された時期の筈である。そこを『既存』として意図的にはぐらかして済みますのである。

折角「問題はこれが無許可で土壇を削って作られたものなのかどうかである」と問題を立てておきながら、「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものとする」と述べるだけで問題の核心に全く迫らないのである。p 38～69まで費やした本文の内、結論はたったこれだけである。何のための再調査だったのだろうか。何時舗設されたかは当事者の金閣寺に聞けば直ぐ解る問題であり、その聞き取りが調査なのである。文化庁・京都府・市文化財保護課としての職務を果たさなかったと言わざるを得ない。その職務を行っていない怠慢を言葉上ではぐらかそうとするのは悪質である。なぜならそれら通路や広場は永久施設であり、それらの舗設段階で文化財保護法に抵触すると考える。

●問題の核心

繰り返せば「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものとする。」というが、どのように「園路の体裁が整えられた」のだろうか？そのことに今回の報告書は一言も触れない。だからここでは逆に測量図B・Cと測量図Aとが「概ね一致」しない点を確認することが問題を解くカギとなる。

抑も、土壇上に園路や広場が無申請で設置されたのであれば、このこと自体が文化財保護法に抵触する可能性がある。「顕著な地形改変は受けていないようである」と想像で物事を言うが、図10「図28測量図C土壇部分」を参照してみよう。そうすれば全く逆の答えが見事に返ってくるのである。これが弁証法の凄みである。

繰り返せば図10上はここで問題となる『25次調査報告書』（p 64）の「図28」である。そこにはごく丁寧にも戦前の測量図にない現在の園路や広場が「点線・・・現在の園路」として新たに書き加えられている（私がグレーに塗った部分）。ここで見なければならないことは点線と測量図Cの等高線で谷状に描かれた部分が、「谷部分」と「一致」していない部分が多く、むしろ最高部の平坦部を示す等高線を切って「点線」が描かれていることである。しかも、「谷部分」と「一致」している部分でさえ、その点線部内側（私がグレーに塗った部分）を見ても判明するように、そのような断面V字もしくはU字形の谷状の起伏（私はそれを礎石抜き取り穴に溜まる水を捌かず溝であるとする）を切って、更に、そこを歩道や広場の機能を持たせるため横に拡幅して毀損しており、通路や広場として機能できるように、底を水平に平らにして「土壇上面の通路、広場」が形成

されているのである。即ち、測量図Cの等高線の平坦面を表現する一番高いところが、何カ所にも渡って削平されていることが判明するのである。

図11はFacebookに『足利義満の北山殿についての考察 ②～北山大塔の痕跡（1）～』として投稿された新出高久氏作成の図（2020年10月13日）である（<https://www.facebook.com/photo.php?fbid=2981287101977355&set=a.248413781931381&type=3>）。これだけ見ても旧地形と新たに毀損された部分が明快に解るはずである。そして何故このような凹凸が生まれたのかについても一言も触れないのである。水路と観光客のための通路との機能上かつ形態的区別がついていないのである。この巨大な高まりは以前より、立入禁止地区となっており、通行は凹みを利用する庭師か清掃員に限られており、獣道は存在したであろうが、観光客のための幅員5mの道がどうして以前から必要であったのか逆に聞きたいのである。

これが『25次調査報告書』が言う「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたもの」と、毀損がさもなくかったかのように嘘の強弁をした実態なのである。問題はどの様にして「園路の体裁が整えられたもの」になったのかにある。谷状の溝を観光客用の幅5mの園路にするとすれば、測量図Aのように谷の両端を削って底部をフラットにするために垂直に「┐┌」か、または法面を作って「／＼」のように拡幅しなければならない。でなければ観光客が大勢通る園路としての機能を果たさないからである。そのような角張った底がフラットな凹みがあるのは測量図Aのみであって、測量図B・Cにはそのように描かれていない。このことから毀損を伴っていないとはいえないはずである（これらの園路・広場が、公文書公開条例によって請求したところ無申請であることも判明している）。園路は「測量図Cの段階に既に存在した起伏の凹部

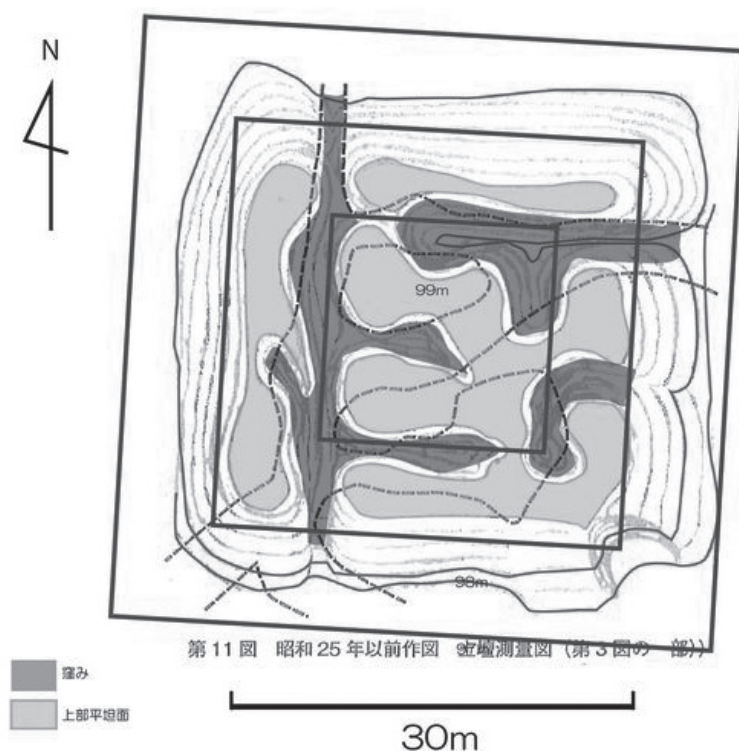
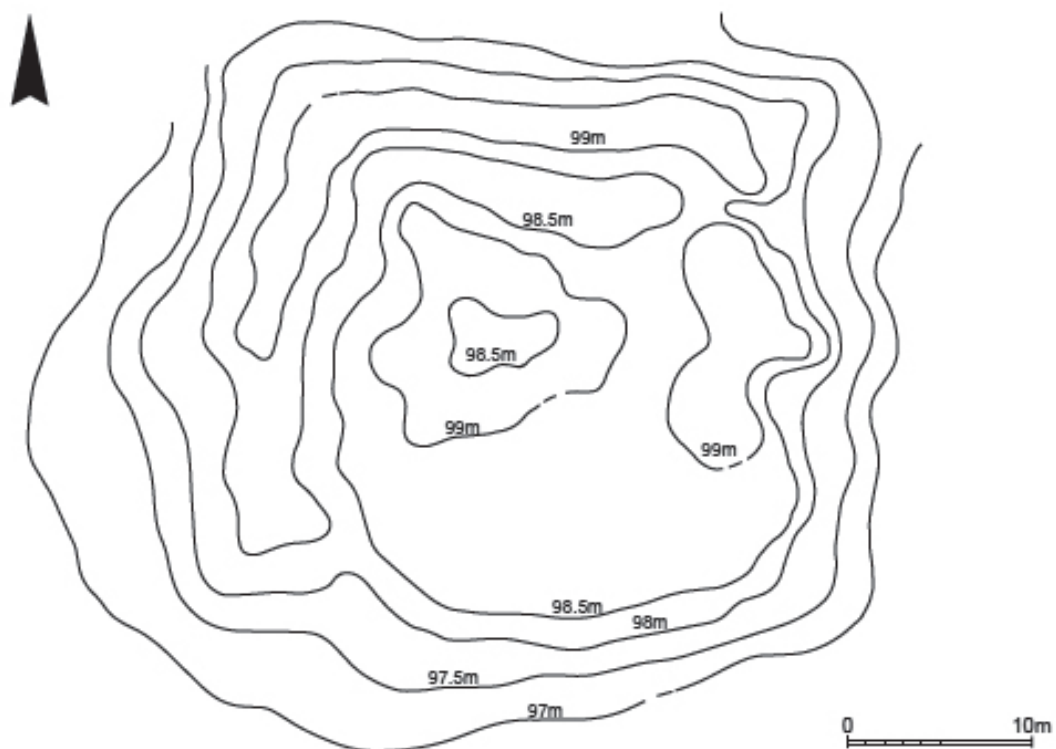


図11 新出氏作成土壇図

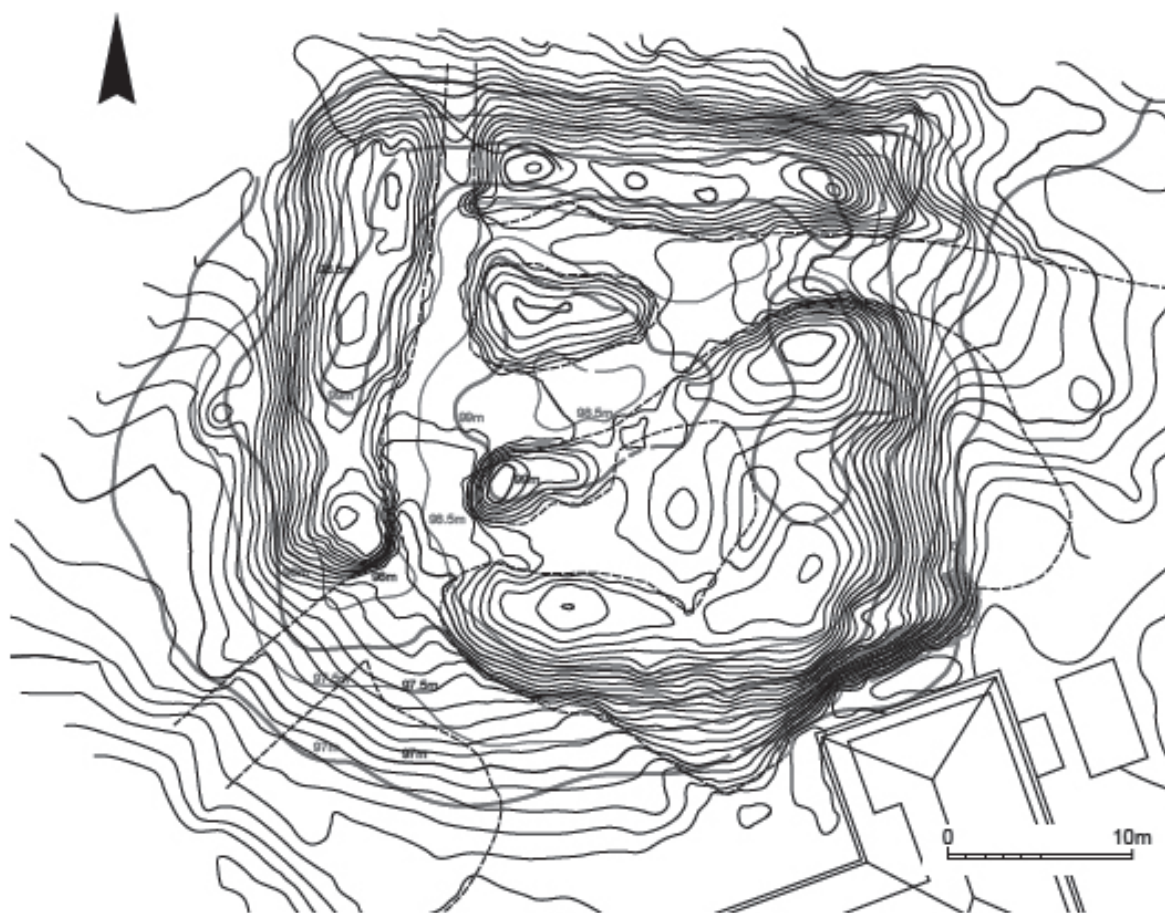
に形成されていた」とするが、そこは図10上から見ても理解できるように谷状に凹んでおり、そのままでは幅を広げてフラットにしない限り観光客のための通路機能を果たせないことは小学生でも分かることである。この点を無視して「測量図Cに描かれた土壇部分の等高線の谷部分と、これらの施設の位置が概ね一致すること（図28）から、測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものとする」と断定する。再び聞く。インバウンド以前にこれらの「既存通路」等が何の目的で設けられていたのかという問いに答えるべきである。

このことは『25次調査報告書』に収録された図10下「図29測量図A・C合成図」令和2年図29の点線内部の等高線の違いを見ても看取できるところである。この等高線の差が削平された土量である。これだけ明白な毀損の状態を示す図を私は知らない。ところが『25次調査報告書』では、「測量図Cの土壇上面には複数の起伏が存在し、起伏の形状は令和2年作図測量図Aと近似した地形であることが判明した」（p 65）ということで済みますのである。これは全くのすり替えである。この点を測量図Aと測量図Cとが「近似した地形」とであると言いくるめて、戦前から「近似」であるから、毀損はなかったとする論法なのである。これは「近似」の意味を拡大解釈した詭弁であり戦前の測量図と令和の測量図を「近似」とであると言うことにして、近年の園路・広場による毀損を隠蔽するためである。これは論理の飛躍であり、毀損という事実を誤魔化すための無花果の葉ではないのである。そのことは図10でも違いは誰にでも分かるであろう。読者を図面上で、さも客観的に論証したように見せかけているだけで、実は読者を煙に巻いているだけなのである。令和2年の測量図Aは道や広場になったところが等高線で平らに表現されているのであり、そこが測量図B・Cのように高かったわけではない。問題は「近似」であるかどうかではなく毀損があったかなかったかが問題だった筈である。

『25次調査報告書』は一貫して金閣寺作成の「測量図Bは境内の建物や通路は詳細かつ正確に描写するものの、土壇の地形把握はやや粗く、微細な地形が表現されていない箇所があると考えられる」（p 65）として、測量図Bを考察対象から外そうとする。換言すれば測量図Bを意図的に無視して論が立てられていると言っても過言ではないのである。確かに測量図Bは50cm間隔の等高線で描かれており、30cm間隔の測量図Cや10cm間隔の測量図Aに較べて粗いのは分かりきったことである。むしろの「測量図A・B合成」を作成するのであれば、測量図B・Cの合成図を先に作成すべきだったのである。B・Cは図を見ても分かることだが、園路や広場が描かれていないという一番重要な要素が共通している。測量図Bが「微細な地形が表現されていない箇所がある」にしても、それほど違いがあるわけではない。問題を解く鍵は何故、園路や広場が描かれていない測量図B・Cの合成図を作成しなかったのかである。私は3点の実測図の違いは土地変遷の違いであり、実測図が粗いか細かいかの差の問題ではないと考える。なぜならB・Cは「近似」であるが、測量図Aだけは園路や広場になった部分だけ掘り下げられており、とても「近似」とはいえないからである。測量図Bとの比較を避けるところに、この報告書の欺瞞と詭弁があると考えている。3つの実測図を比較すれば、三種の図面の内令和2年の測量図Aが通路・広場等によって測量図B・Cより変化が一番多いことは明白である。この点を押さえることが、ここでの議論で肝要なことなの



第 51 図 測量図 B 土壇部分 (S=1/400)



第 52 図 測量図 A・B 合成 (黒・測量図 A 赤・測量図 B) (S=1/400)

図 12 土壇測量図

である。又、そもそも「近似」というタームで報告書を書く事自体が問題である。なぜなら「近似」であるかどうかは主観的な要素を含み範囲が明確にできないからである。

その点、測量図Aを除いて、測量図B・Cともに大きな違いはないのである。図13は2020年10月30日流山市立博物館の鈴木徹氏作成『推定北山大塔跡「昭和63年・昭和25年以前作図土壇測量図合成図」—上面中央部の“くぼみ”について』に収められた「昭和63年・昭和25年以前作図土壇測量図 合成図（第9・11図）」である。鈴木氏によれば、その図の解説文にあるように「思う以上に近似していたことが解る」のである（<https://www.facebook.com/osumo.chan/posts/3274047486041157>）。

抑も「境内の建物や通路は詳細かつ正確に描写する」昭和63年（測量図B）に、なぜ通路や広場等が描かれていないのかという根本問題が、文化財保護法の観点から問題にされなければならない。何故ならその時代には作るのがなかったからである。近年のオーバーツーリズムの時期に幅の広い通路はどうしても必要だったかもしれないが、それ以前にそのような通路・広場は必要とされなかったのである。この点は文化庁に無申請でインバウンド後に舗設されたのであれば文化財保護法に抵触する大問題と考える。この事は20年以上金閣寺発掘に携わってきた私の記憶からもそう断言できることを附言しておく（嘗て私は土壇に礎石がないかくまなく調査した）。



昭和63年・昭和25年以前作図 土壇測量図 合成図（第9・11図）

京都府教育庁文化財保護課 2020『特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 第21次調査概要』所収の挿図を合成して作成。

それぞれ、令和2年9月測量の地形測量図との合わせ（第10・12図）を仲介して合成作業を行ったが、不一致が大きく、63年図を北へ0.54m、東へ1.78m平行移動して調整している。この結果、両図は思う以上に近似していることが解る。

なお、昭和63年図（第9図）には、原図に記されたレベリング値と当時の現地観察の証言から、土壇中央・最内の標高98.5mコンターラインのやや外側に描かれるべき99.0mコンターラインが欠落していることが判明した。

図13 鈴木氏作成測量図A・C合成

この測量図Bは株式会社菊池測量設計事務所によって昭和63年に実測され、平成元年に作図された1:200のスケールの巨大な図面である。25次調査報告書が有効性を認めないこの図面の信憑性を疑う前に、測量図C・B・Aはそれぞれの時代の変遷と捉えるべきである。そう考えると25次調査報告書で石垣部分に削平はなかったという、石垣部分の平面図もまた違った考え方が出来るのである。即ち、報告書にある「図17測量図A・B・C」(p 56)の図14にあるとおり、削平を受けた実測図である測量図Aを除いて、測量図B・Cともに石垣を越えて南に張り出している部分が、少なくとも測量図A以前に数度にわたって削平を受けていた可能性をこの図14から指摘することができるのである。

そもそも文化庁へ提出した金閣寺の「今回申請仮設通路」の場所が短時間の間で異なっており、図15は平成28年6月29日、図16は同年10月18日提出図面である。後者では前者にあった東側等の「今回申請仮設通路」が既に通路として描かれている。10月18日の申請者宗教法人鹿苑寺代表有馬頼底氏の申請書『別紙』には「今回、対象となる築山については足利義満により建立された北山七重塔基壇の可能性が指摘される一方で、近年に盛土されたとも伝えられています。今回の計画では、切土が発生するため、事前の遺構確認調査を行い、重要遺構が検出された場合には設計変更等によって、保存の措置を行います。」と確約されている。しかも、「全体的には既存の通路や広場を利用し」とあるが、この文面は3ヶ月前の6月29日の申請書になく、また、同日添付の図14にも描かれていない。

これらの行為が金閣寺の文化庁許可前の先行開発工事（フライング）に該当するのであれば、文化財保護法に抵触すると考える。

文化庁主導の再調査なるものが、最も毀損が著しい部分を調査対象から除外したのは金閣寺への忖度であろう。図17は新出高久氏が『16次報告書』から作成された「第3区」毀損状況を示す2020年10月19日Facebookへの御投稿『鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察（4）』からの図で

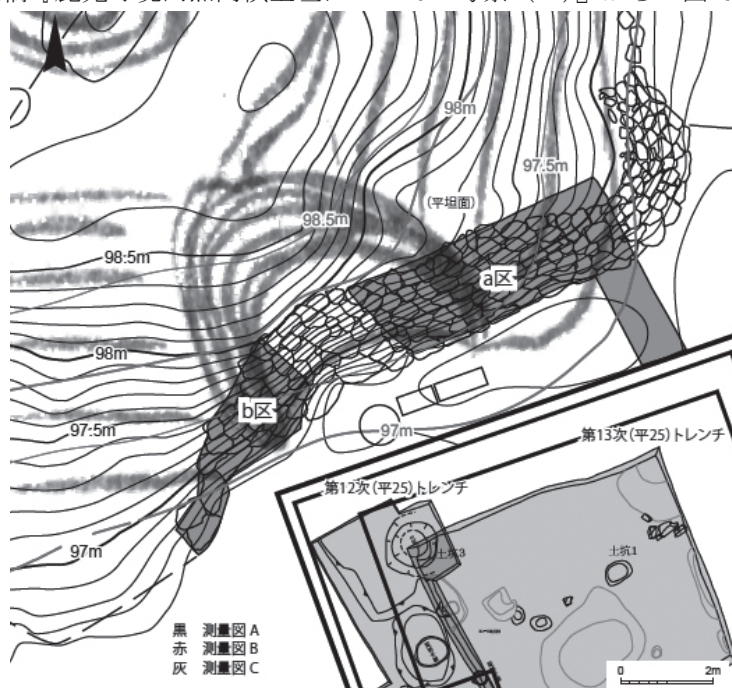


図14 石垣部測量図A・B・C合成

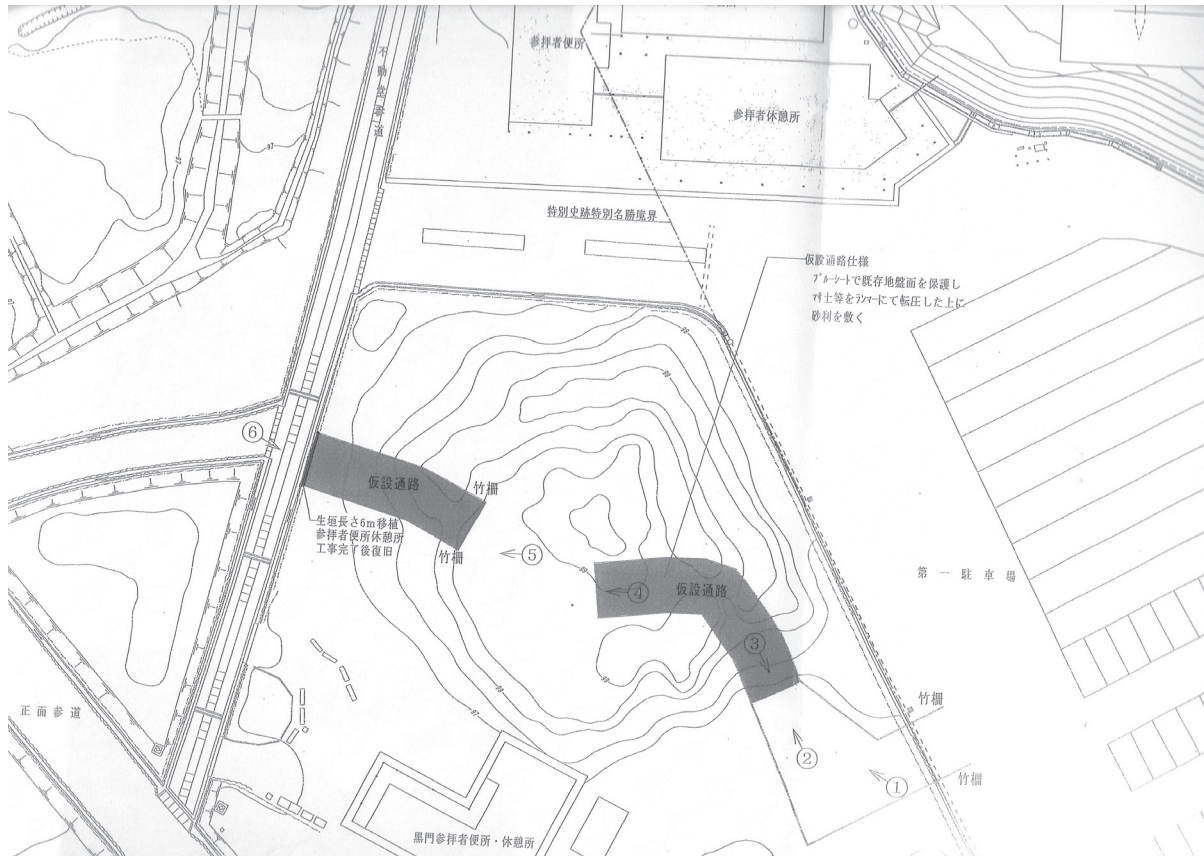


図15 仮設通路申請図面A

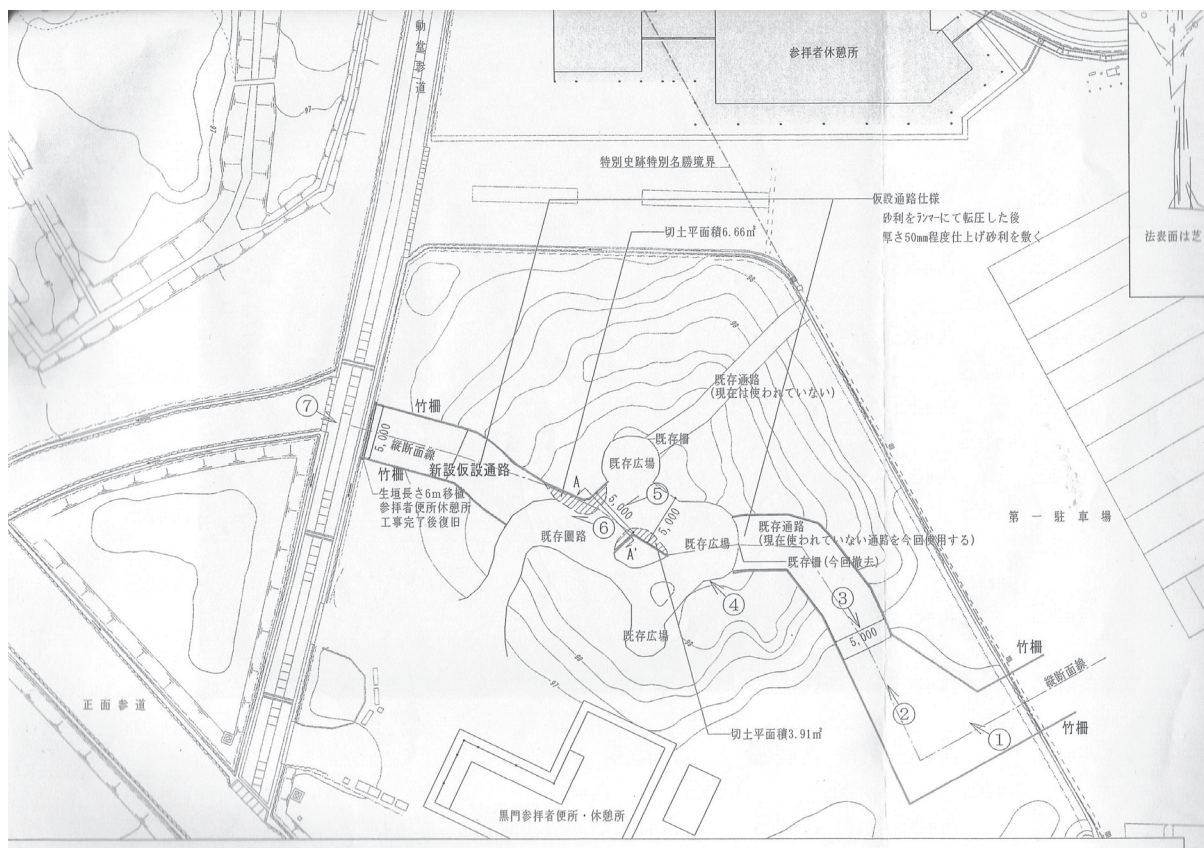


図16 仮設通路申請図面B



図5 3区調査前全景（北から）



図17 新出氏作成第3区



図18 第3区園路（東から）

ある (<https://www.facebook.com/takahisa.shinde/posts/2907612386011494>)。

この点線で描かれた「土壇上面の通路、広場」が描かれたのは、図6が初見であり、それらの設置が2016年以前で、測量図Bが描かれた1988年以降であり、更に絞ればこの6月29日以降、10月18日以前という見方も出来るのである。そして、その間こそがオーバーツーリズムが問題になってきた時期と重複するのである。

『16次調査報告書』で稚拙な表現であるが、「方形高まりには遊歩道があり、頂部では深さ約0.8m掘り込まれている遊歩道以外の頂部には平坦面が部分的に残されている」（p 5）という「平坦面」と「深さ約0.8m掘り込まれている遊歩道」の記述が、25次調査報告書の「土壇上面の起伏」に該当する可能性が高いであろう。これらの設置は文化庁に無申

請で行われており、これだけでも十分に文化財保護法に抵触する可能性がある。それらが設置された時期について今回の報告書は一言も触れないのである。これで客観性を持った報告書といえるのであろうか？

抑も『16次調査報告書』刊行以前の京都市埋蔵文化財研究所内部資料である、2016年11月26日

付の「調査現場業務用報告」（図19）では、調査担当者は、「1区では硬化面（被火災層）、3区では被火災層を検出した。両者はほぼ同じ標高である。造成は版築が施されていないが、ある程度固められた土層で構築されている」としている。この段階で「固められた土層」としたものが、『16次調査報告書』では、逆に「密な堆積ではなく、締まった土質でもない」としたその間の不透明な過程が、厳しく問われる事となろう。また、この図19を見ても理解できるように、それは昭和63年測量図に園路・広場等を線で範囲を示しただけで、園路等線内の範囲内には旧等高線が残っており、「切り通し」等を描いた等高線等は表現されていない略図である。しかし、この略図からも前記と同じことがいえるのであって、この図の点線内は実際は園路等で掘り下げられているはずであるのに、旧等高線が点線内に描かれていることによって、逆に毀損された箇所が明白に示され



図19 調査部会議資料

ているのである。

なお、私の『東2019』年に記載した部分から引用された「中央部西寄りには98.5mの等高線があり、測量図B作図段階には凹みが存在したようである。この凹みについては、明治時代に考古学者某が発掘したようである」（p 62）とあるが、これは私の誤認であって、その後の聞き取り調査によってゴミ穴として掘削された可能性が高くなった。従って、このゴミ穴は昭和63年以前で、そう遠からぬ時代に穿たれたようである。これもまた問題である。また、「中央部西寄りには98.5mの等高線があり」とあるが、それは等高線ではなく標高点で示されており、事実誤認である。

このことから、この中央部に穿たれた穴に関しては、測量図A段階では周囲より低い測量図B中央の凹み標高約98.5m付近まで全体に削平されたか、もしくは埋め戻されたかのいずれかであろうことが推測される。

抑も該当地は世界遺産、特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園内でのことであり、これらの通路・広場を無申請で設置したのであれば、文化財保護法に抵触すると考える。それらの設置が、景観を損ね、北山大塔という最重要遺構を毀損したことに繋がっており、しかも文化庁に無申請でなされたとすれば容認することは出来ない。

この点については既に2021年4月4日に新出高久氏が鈴木徹氏へのFacebookへの御投稿のコメントが参考になるので注に収めたい³⁾。図18は私が2017年撮影した「3区」の写真である。

4. まとめにかえて

今回の調査報告書の最後ページの「参考文献」には3本の文献が挙げられている。文化庁文化財部記念物課『石垣整備の手引き』2014年を除いて、東 洋一「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山大塔（上）」『研究紀要第7号』財団法人京都市埋蔵文化財研究所2001年（この『下』が出版できなかったのも、研究所が私の論考を「研究所の恥になる」として今日まで却下されたことを報告しておく。何故なら若しそれが出版されていたら今回のような事案は起こらなかった可能性が高いからである）と東 洋一「北山七重大塔の所在について（上）」『洛史 研究紀要第11号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2017年がそれである。この点は私の議論を全く無視した『16次調査報告書』より良心的である。

しかしながら、最新の私の『16次調査報告書』批判の専論である東 洋一「北山七重大塔の所在について（下）」『洛史 研究紀要第12号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2019年を殊更除外していることは、学問の文献引用の仕方として恣意的である。「北山七重大塔の所在について（下）」を、十分参照できる余裕があったにもかかわらず「参考文献」入れなかったことは、『25次調査報告書』作成にとって不都合な点が多々生じるからであろう。もし、私の『下』に批判があれば、それを記載すべきであり、学問的良心として問われなければならない。

以上見てきたように『16次調査報告書』で北山大塔土壇では無いとした根拠を、土壇の「各層は密な堆積では無く、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい」としたが、それが今回の「堅い」とする『25次調査報告書』によって覆された。但し、『25次調査報告書』ではこの「大型建物」の性格について一切黙秘する。一辺40m、高さ2mの方形土壇（私はそれを亀腹と考える）は、文献資料からも応永23年に焼亡した北山七重大塔しか該当しないのである。はじめから建物の性格については調査対象外というのであれば、それはアリバイ作りの再調査・報告書作成といわなければならない。これは思考停止であり、何のための再調査であったのか、何のための考古学なのか意図が疑われる。

歴史は隠滅・偽造・捏造してはいけないのであって、特に議論が未だに不十分で評価が確定していない、今谷明氏の言われる『室町の王権』（1990年 中央公論新書）の画期的シンボルとしての足利義満権力の力量を測ることが出来る、日本一巨大な北山大塔の有無が、歴史学会に問われているのである。

その物証としての北山大塔九輪断片は2019年に大ブレイクした九州国立博物館『室町将軍 戦乱と美の足利十五代』展に「北山大塔九輪断片」を国宝扱いで出展されて衆目の注目を引いた。その図録のコラム『謎の塔 北山大塔』を書かれた今井良子氏は『16次調査報告書』と私の『東2017年』『東2016年』を並べて「引用・参考文献」に入れた公正な叙述をされた。そして最後に「北山大塔の謎が解ける日は、もう少し先のようなのである」（p 66・67）と論を結ばれた。しかし、この謎は土壇が北山大塔の可能性を著しく高めた再調査の結果である『25次調査報告書』発行時点で、今や解けたと言っても過言ではないであろう。

華奢な金閣をもって北山文化を代表して語ってはいけない。この場合、歴史的限界のため大塔建立を前提に書かれていない「足利義満の王権篡奪計画論」とされる今谷明氏の『室町の王権』の歴史的評価・当否が今日学会で揺れ動いており、「謎の塔」とも「幻の大塔」との言われてきた北山大塔土壇の存在と大塔九輪の出土によって180度変化する可能性があり、ハッキリと未完の王権（法皇）のシンボルである北山大塔土壇跡の可能性を指摘すべきだったのである（その一端は『東2017年』・『東2019年』で触れておいた）。そして特に「第1区」の場合、土壇遺構を検出した第1面で掘り下げを停止し、重要遺構として保存対策が行われるべきだったのである。

ともあれ『25次調査報告書』で外部識者の助言や出土した木片の化学分析を行うことによって北山大塔土壇の可能性を示唆した事は大いに評価に値しよう。

室町時代史をリードされてきた一人である早島大祐氏は北山大塔金銅製九輪断片出土を受けて、氏の著作『足利義満と京都』（2016年 吉川弘文堂）の結語の中で、今日までの研究史を振り返って「大塔が幻だったのには、学問的裏付けが十分でなかったことも大きい。・・・大塔に注目していたのは、文化史や美術史研究が主であり、歴史学からの言及はほとんどなかった。大塔や義満の権力というものを、歴史研究の側が十分に位置づけられなかったからである。」と総括された。しかし、「このようななか、京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査を通じて、はじめて大塔のかけらと考えられる遺物がすがたをあらわしてくれたのである。発掘担当者の一人は、北山大塔の基壇跡などについて先頭に立って研究を進めてきた東洋一氏である。氏の執念のなせる業といえるかもしれない。」と評価を頂いた。汗顔の至りである。更に続けて早島氏の重要な提言がなされている。即ち「歴史とは、人や物事が失われる過程であり、歴史学とはその失われたものを残された事実をもとに復原する試みである。今回発掘された金属のかけらが、大塔の一部であるならば、小さいながらもこれは幻の大塔の存在を、はっきりとしたかたちで証明してくれるものであり、ひいてはいまから600年ほどまえの列島社会がどのようなものだったかを、確かな手触りをもって教えてくれる物証である。考古学と文献史学の成果があわさって、大塔は幻というヴェールから解き放たれ、室町時代史研究はここに、また一步、歩みを進めたわけである。」（p 152～153）。

私は『東2017年』に於いて北山大塔焼亡を伝える『醍醐寺文書』を挙げた。即ち「九日、陰定遍満、戌初刻雷電、驚聽、遂而北山大塔上雷落、懸火出來塔婆、片時其残焼失、塔本邊不斷言广愛染王堂焼失、本尊奉出也、塔本之木屋已下悉無残、但北山御所無爲、此大塔御建立已及十四ケ年、去年大略九輪等上之、當年可周備之處、凡無念、無力事歟、」（『醍醐寺文書・二百一函』東京大学史料編纂所『大日本史料』のデータベース（www.ap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/db.html）による。そして、図20を添えて「つまり、応永二十三年（1416）正月九日、北山大塔は落雷により大略九輪等上げて周備していたにもかかわらず片時其残焼失してしまったのである。また、『塔本邊不斷護摩愛染王堂焼失』とあるように、大塔に隣接して、ともに焼失した西園寺時代から存続していた『愛染王堂』の可能性が高い正方位の基壇を、大塔推定地の西側の調査で検出した。被熱のために赤く変色した火災痕を残す地山を削り出した基壇跡がそれに比定できるならば、近隣して焼亡した大塔位置の蓋然性は更に高まるであろう。以下に述べるように、北山大塔は、日本国王足利義満

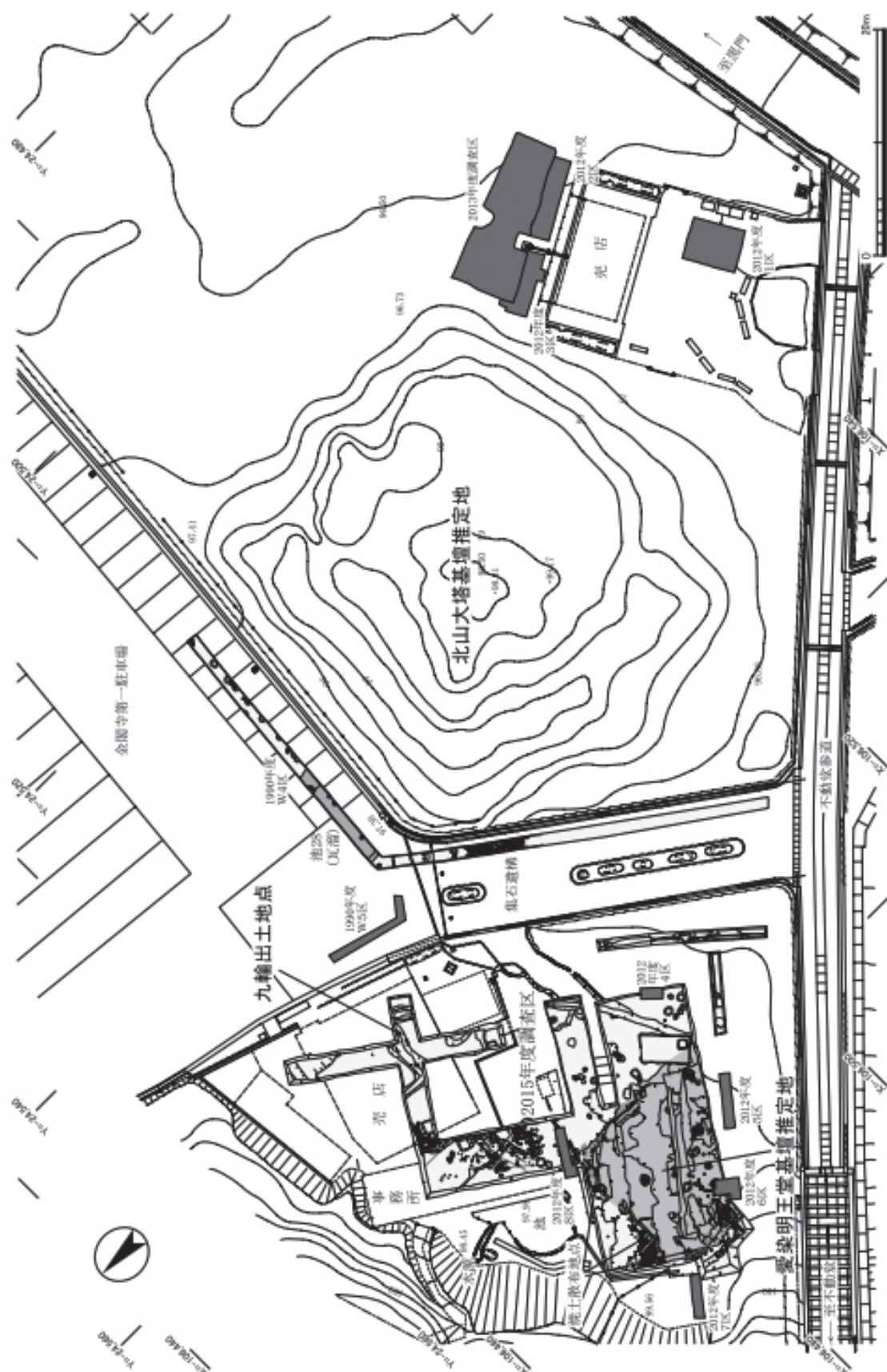


図1 金闍寺境内北東部調査区配置図(1:500)

図20 北山大塔土壇と九輪出土地点

をして『此大塔御建立已及十四カ年』も費やして『當年可周備之處』が、遂に完成できなかった『室町の王権』の院政的シンボルであり、未完のモニュメントだったのである。」（p 28～30）と述べた。

以上見てきたように、北山大塔は遺構・遺物・文献の三点セットで相互に実証できる希有な例として注目でき、従来「幻の大塔」とされてきた法皇として振る舞った足利義満建立の大塔は今や現実のものとなったと考える。

最後に、この5月現在、流石に石垣は撤去されたものの、依然としてその下の現代の盛土は残存したままであり、しかも、フラットで広い園路・広場には再調査前と同様に砂利が敷かれたままになっている。また、園路等で底をフラットにするために切り広げられた法面には苔が貼られており、最も毀損が酷い東側の16次調査「第3区」の「切り通し」には、上記申請書「別紙」に記載された「切土の際に生じる法面は、芝を貼るなど景観上の配慮を行います」という「配慮」のままである。特に鈴木徹氏が述べられた⁵⁾ような「北東部スロープ……この巨大なスロープは63年図には描かれておらず、その後の盛土によって造られたものであることが明白」であるにもかかわらず、未だに現存していることは景観上も問題である。要するに土壇毀損問題が、未だ何一つ解決されていないのである。

今回の『25次調査報告書』の内容を真摯に受けて文化庁・京都府・市文化財保護課は直ちに①九輪が出土した北山大塔土壇北側の駐車場、および不動山を図1にあるような戦前の史跡・名勝範囲まで指定範囲を拡張すべき事。②土壇を特別史跡・特別名勝金閣寺庭園で無く、建物としての北山七重大塔土壇跡として別個に特別指定する事。③無指定のままである土壇北西脇から出土した九輪等を北山大塔九輪として国の文化財に指定する事。④文化庁への無申請で違法と考えられる土壇の園路・広場等を引き続き再調査し、北山大塔跡として保存・整備・掲示板設置等の積極的活用する事等を求めるものである。

註

- 1) 三田村雅子『記憶の中の源氏物語』 新潮社 2008年
- 2) 流山市立博物館の鈴木徹氏による、この間の北山大塔関連に関してのfacebook投稿リストは次のとおりである。

● 2020. 7. 19「京都市埋蔵文化財研究所 東 洋一研究員による金閣寺境内における開発行為に対する是正要求の文化庁への申し立てについて」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2991067151005860&id=100003078126922

● 2020. 7. 21「金閣寺境内開発行為に対する是正要求の申し立て―関係基礎文献のまとめ」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2997570747022167&id=100003078126922

● 2020. 10. 7「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 推定『北山大塔』土壇破壊事件にかかる検証発掘調査の報道まとめ」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3236587549787151&id=100003078126922

● 2020. 10. 11「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査概要」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3247872091992030&id=100003078126922

- 2020.10.17「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価 その01
―推定北山大塔跡の土壇遺構の形状と規模について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3265089330270306&id=100003078126922

- 2020.10.19「『推定北山大塔土壇の形状・規模検討図』二訂」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3271253549653884&id=100003078126922

- 2020.10.20「推定北山大塔跡『昭和63年・昭和25年以前作図土壇測量図合成図』―上面中央部の
“くぼみ” について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3274047486041157&id=100003078126922

- 2020.10.22「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 推定『北山大塔』土壇遺構破壊事件―東
洋一さんによる文化庁に対する第2次申立」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3277717719007467&id=100003078126922

- 2020.10.25「【第2回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価
―土壇遺構の南東隅部の状況について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3286272558151983&id=100003078126922

- 2020.10.30「【第3回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価
―土壇遺構の上面の状況について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3300598203386085&id=100003078126922

特に、鈴木氏の 2020年10月30日投稿である『【第3回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価―土壇遺構の上面の状況について』は、2020年10月6日で配布された『令和2年度特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園発掘調査説明資料』を使用した徹底的な批判が既に見られる。やや長いがここに写し取っておく。

鈴木徹「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価―土壇遺構の上面の状況について」

- 前回までの おさらい

さて、今回は第1トレンチの調査成果を基に、土壇遺構の南東隅部の状況を検討しました。すると、「貼石工事」が行われた箇所は既に大きく損なわれていて、大半は厚い現代の盛土で覆われていることが解りました。そのため、「貼石」の設置による土壇の“残存盛土”は“破壊”されていないことは間違いありませんでした。

しかし、『調査概要』で「貼石は平成25年12月～平成26年1月の盛土の上に施工されていることが明らかで、さらに下層にある中世の土壇盛土には影響を及ぼしていない。」と書かれた所見は問題をあまりにも矮小化した物言いであり、言及している「盛土」も含め、無届けの現状変更行為であったことは事実です。それどころか、今回の検証発掘によって度重なる掘削と盛土が繰り返されていることが明るみに出ました。隠しようのない塩ビ管の埋設だけが取り沙汰されたのです。

さらに、申立人の東 洋一さんが現況の比較材料として根拠とされた昭和63年測量図に対して「地形表現精度の信頼性は低く、発掘調査からも削平の事実はないと判断される。」と切り捨てたことについても、測量図の比較や提示された現場写真の観察から、およそ科学的でない判断と考えられました。

今回は残りの土壇上面の状況について確認していきます。

- “検証調査” 第2トレンチ

この調査は「平成28年度の発掘調査で検出された土壇盛土層及び上面の被熱面が保存されているかを確認するため」と書かれています。「平成28年度の発掘調査」とは京都市による第16次調査で、第2トレンチが設定されたのはその1区に当たります。

調査の結果、16次調査で残された被熱面とその下部の土壇盛土は、「平成28年度の発掘調査が終了した段階の状態を保ち、遺構は保護されていると考えられる。」との所見が示されました。

これで終わり？ いや、少し お待ちください。“保護すべき遺構”は、被熱面と断ち割られたその下の盛土だけなのではないでしょうか？ そもそも、そもそも、この16次調査の在り方には問題があります。実は、このことは既に、新出高久さんが指摘されています（下記投稿）。

ここは大事なので、16次調査の報告書の「調査に至る経緯」の項を引用しておきます。

「本調査は、特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園の現状変更に伴って実施したものである。第1駐車場西隣の参拝者休憩所・便所新築工事に伴い、その南隣の参道を閉鎖する必要が生じた。そのため駐車場からの迂回路が必要となり、南側の方形高まりを通る仮設通路を敷設することになった。その敷設範囲内の調査である。

調査は公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所が鹿苑寺（金閣寺）から委託をうけ、京都府教育庁指導部文化財保護課と京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の指導のもと実施した。」

さらに続く「調査の経過」では、「方形高まりには既設の遊歩道があり、それを外れる仮設通路範囲の工事掘削深まで掘り下げる調査である。」と説明されています。

今一度、確認しておきます。

ここは「特別史跡・特別名勝」の指定範囲内です。しかも、重要「遺構の上」です。

そもそも、掘削に伴う工事が行われること、その掘削深さまで掘り下げる発掘調査が行われること自体が、私には理解できません。また、その理由が園路の確保です。事前協議の段階で京都市教委は鹿苑寺に対して工事の計画変更を求めるものではないのでしょうか？

いや、そもそも鹿苑寺が こうした工事を計画することが信じられません。工事によって、南西方向の参道が使用できなくなるのであれば、駐車場を南側出口から出て黒門をくぐる迂回路は考えられないのでしょうか？（写真4枚目）土壇南側隣接の売店トイレ棟（前回投稿）と同様、遺構を壊してまで すべきことなのでしょう。

ところで……、この報告書では終始、土壇遺構のことを「(方形) 高まり」と称し、その盛土を「造成土」と記述しています。

確かに、性格を付与できない起伏（自然地形を含む）の場合、このような“あいまいな”呼び方をすることがあります。凹凸が逆の場合は「落ち込み」となるでしょう。これらは“遺構”とは言いにくいという判断も含まれています。

しかし、この場合、明らかな盛土（これを盛土と言わずに「造成土」と言うことも理解できない）が確認されているのですから、少なくとも「盛土遺構」とか文化庁が作成した『発掘調査のてびき』で言えば「SM盛り土」（発掘編p.242表9遺構記号）とするべきではないのでしょうか。

●では、「第16次調査」とは？

……調査内容に戻ります。このような訳で、検証調査の第2トレンチは然〔さ〕したる成果は見られませんでしたので、ここでは検証の対象とされた第16次調査について評価することにします。

繰り返しになりますが、この調査は仮設通路敷設工事の“事前調査”です。

1区……写真2枚目は調査区配置図に昭和25年以前測量図を重ね合わせたもので、特に南西部の

「1区」の位置と状況を ご覧ください。同3枚目は その拡大図です。ここでは2枚の測量図に表されている土壇南西隅上部が確認されています（「第1面」。写真5枚目：図版1-1）。南東に屈曲する形状は測量図に よく対応します。

しかし、上面に確認された被熱面の残存範囲以外は「工事深まで掘り下げ」られました（「第2面」。同図版1-3。これは工事深という任意のレベルですので遺構面ではありません）。

2区……その北東の「2区」も近世層の下に盛土が確認されましたが、「工事掘削深まで」掘り下げられました（同6枚目：図版2-1）。

3区……北東部の「3区」は なんと、調査前に「既に仮設通路が敷設され、切り通しとなっていた」ということです。そのため、調査は削られた法面の清掃・実測と一部の断ち割り調査でした。つまり、通路敷設工事の事前調査であるべき発掘調査が行われる前に、すでに掘削工事が実施されていた（フライング）ということなのです。

このように、16次調査では、1・2区は保存すべき盛土遺構が確認されたにもかかわらず、保存（計画変更）の協議も行われず（記述がない）、工事掘削深さ までの完掘を前提とした“記録保存調査”（文化庁2010）が行われました。

いわゆる「発掘調査は一種の破壊である。」という言葉をよく耳にしますが、まさにこれです。3区は たまたまフライング工事であったようですが、例え そうでなかったとしても発掘調査により“破壊”されたのだと容易に想像されます。

●第16次調査前後の“破壊”？

ところで、土壇遺構上面の“破壊”は、これらにとどまりません。次には、報告された図面の検討作業によって気がついた点を列挙します（写真1枚目、青色表示）。

北東狭窄部……上記の3区のフライング工事には注意が必要です。3枚の土壇測量図の合成作業で気づいたことですが、それは2020.10.17投稿「その01」で指摘しました。3区の対面、北側の昭和63年測量図に描かれた南側への出っ張り部分が、令和2年測量図には見られないのです（写真1枚目）。

この北東部の狭窄部分については調査された南側だけでなく、北側も改変された恐れがあります。しかし、昭和25年以前測量図にも見られないので、現地における確認が必要です。

中央凸部……2区の北東側、土壇上面中央部です。ここは昭和63年図では大きな くぼみ周辺の一部で、平成25年以前図を見てもつながっています。これが、16次調査の調査区配置図（写真2枚目の黒線）を見ると、「破線」でつながれた通路が描かれています。しかし、南西側には抜け（切っ）ておらず、破線で表記されていることから“凸部”として北西側の高い部分とつながっていたものと思われる。

ところが、ここも令和図では平坦な仮設通路敷として、幅もさらに広く描かれています。16次調査の前後に削られた、あるいは報告書に記された「既設の遊歩道」（p.1）の利用往来によって痩せ、のちに平坦化する掘削行為が行われたと考えられます。

南西コーナー……土壇南西隅部は1区の発掘調査による上部の削平にとどまらず、平成25年以前・昭和63年の両測量図に描かれていた南西コーナーの“稜線”が失われていることに気づきます。これは この上を通した仮設通路の平坦化工事によって失われたものとみられます。

令和図のコンターラインの流れを見ると、仮設通路のスロープは盛土ではなく、掘削を伴うものであったことが想像されます。

北東部スロープ……この巨大なスロープは昭和63年図には描かれておらず、その後の盛土によって

造られたものであることが明白です。

その用土は、上記の推測が正しければ、北東狹窄部と中央凸部、およびその他部分の通路敷の平坦化によって発生した土を ここへはき出したものと考えられます。あるいは、第2回投稿で指摘した南東隅部への盛土用土とともに外から持ち込まれたものと思われます。

これらの“大幅な”現状変更は、私の“妄想”でしょうか？ 妥当かと考えるのですが。また、事前調査（16次）の箇所・範囲を見ると、逐一、届け出がなされたとは到底、思わないのですが……

さて、毎週、3回に渡って投稿してきました“検証調査”の評価は今回で終わりです。

今回は少し頭を冷やしてから、これらの評価と これまでの投稿、また、皆さんの ご意見を見返して総括、これからの展望ができればと考えています。（つづく）

※ 第2回の追補

南東隅部は『調査概要』の写真を見比べると、明らかに土壇の上の植生が変化していて、樹木の伐採、低木の植樹などの造園行為が推察されます。これも現状変更に当たることは言うまでもありません。

【関連投稿】

Takahisa Shinde 2020.9.18投稿「鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察（4）」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2907612386011494&id=100002882828622

Takahisa Shinde 2020.9.19投稿「鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察（5）」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2908702229235843&id=100002882828622

鈴木 徹 2020.10.17投稿「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園“検証発掘”第21次調査の評価 その01―推定北山大塔跡の土壇遺構の形状と規模について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3265089330270306&id=100003078126922

鈴木 徹 2020.10.25投稿「【第2回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園“検証発掘”第21次調査の評価―土壇遺構の南東隅部の状況について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3286272558151983&id=100003078126922

【参考文献】

文化庁文化財部記念物課 2010『発掘調査のてびき』―集落遺跡発掘編―

▼第16次調査報告書

布川豊治 2017『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2016－13（公財）京都市埋蔵文化財研究所

公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所HP

研究所紹介＞発掘調査報告書（シリーズ）

「京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書（シリーズ）」

<https://www.kyoto-arc.or.jp/news/chousahoukoku.html>

▼“検証調査”概要

京都府教育庁文化財保護課 2020「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 第21次調査概要」

下記リンク先からダウンロード可能。

京都府教育庁指導部文化財保護課HP＞発掘調査関連イベント情報＞鹿苑寺（金閣寺）庭園発掘調査資料の公開について

http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/cms/?page_id=246

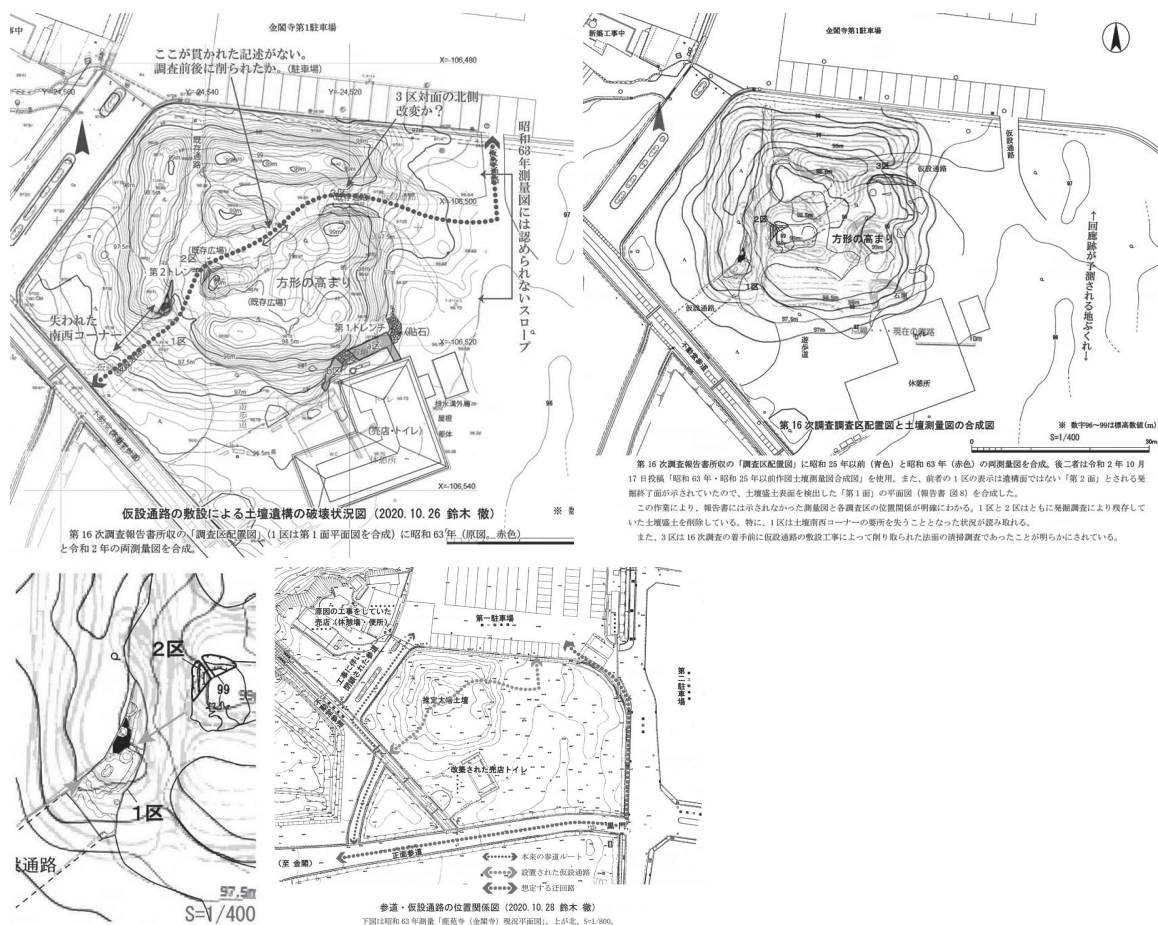


図21 鈴木徹氏作成諸図

3) 新出高久氏も『京都新聞』記事に関して注目すべき事を述べておられる。

「Takahisa Shinde

土壇南西の部分から採取したとありますが、場所は通路脇の記事写真に写る調査1区なのではないでしょうか。中世の建物が建っていて、それが焼け落ちたことははっきりしたのではないのでしょうか。また、土壇の堅さが再評価されたのは、これまで大重量を支えられないというのが大塔説否定の最大の根拠でしたから、それが覆ったという点で今回の報告書の意義は大きいと思います。①十分な堅さのある大規模方形土壇の存在、②遊歩道になってしまうほどの大きな礎石抜き取り穴の存在、③焼土と木炭片が中世のものであることが確実になったこと、以上のことから北山大塔遺構である蓋然性は限りなく高まったと思います。

なお、記事中では大塔焼亡は1416年としてあり正確です。応仁の乱の件は埋文研が土壇が柔らかいことから大塔説を否定した際に、応仁の乱の時の建物の可能性にこだわったことを匂わせているのでしょう。なので、今回、土壇が十分に大塔基壇として耐えることが公認されたことの方が意味は大きいでしょうね。これまでは文献史学の先生は考古学の専門家集団である埋文研の土壇評価を無視できなかったからでしょうから。

今後、この知見の上で大勢で大塔基壇と想定されるようになれば、現代の改変がいかにかすまじきものであったかが再認識されるでしょう。土壇を削ったかどうかどこか、その裾にかかる形でトイレが建設されたということ自体が問い直されるでしょうね。

報告書文中にあったという「今後は、所有者だけではなく維持管理に携わる様々な事業者に対して、史跡・名勝の重要性と現状変更に必要な手続き等の周知をしていかなければならない」というのが全てを語っています。手続きが杜撰で、破壊が進行してしまいました。その杜撰さがケアレスミスではなく、文化財軽視、観光重視に由来しているならなおさら徹底して監督・周知しなければなりません。」と述べられている。

また、続けて【土壇上面について ～上面の起伏は単なる改変ではなく立派な中世遺構ではないか～】においても的確な評論がなされている。即ち、「報告書は戦前の測量図Cと今回測量した測量図Aが近似していることをもって通路はすでに改変されていた部分を利用してつくられたものであるので現状変更にはあたらないとの結論でした。報告書p65には以下のように結論されています。

『測量図Cの土壇上面には複数の起伏が存在し、起伏の形状は令和2年作図の測量図Aと近似した地形であったことが判明した。測量図Cが作図された段階で、すでに土壇上面は大規模な改変を受けていたと考えられる。測量図Cから測量図Aまで90年以上の年代差があるため、その間、自然崩落等により起伏が変形している可能性はあるが、土壇上面の通路、広場は、基本的に土壇上面の起伏を利用して作られており、顕著な地形改変は受けていないようである』

土壇には現状では石材らしきものは何ものこっていません。大塔は義満の死後、落雷で焼失してから義持が再び相国寺東に再建します。この土壇が大塔のものであるなら、その礎石は転用のために抜き取られた可能性があります。測量図Cはその礎石抜き取り穴そのものではなかったのかと考えられます。これはこれで立派な中世の遺構としてとらえることができるので、単なる大規模な改変とは言えないのではないのでしょうか。

通路や広場の必要性はごく最近のことでしょう。おそらく、通路として使えない部分を広げるとか、段差のある部分は平坦にならす、根石かも知れない石を取り除くなどの改変が行われたことが容易に想像できます。その結果、この起伏が礎石抜き取り穴であったかどうか知るすべの多くが失われてしまったのではないのでしょうか。通路、広場としてたとえ小規模な造成であってもそれ自体、現状変更といわざるをえません。

実際、16次調査の1区については検出された中世盛り土部を一部立ち割ってしまっていることが、16次報告書からはうかがえますし、3区については土壇のでっぱりが調査の直前にすでに削られてしまっていたことが正直に報告されています。もっともこの部分は調査者の配慮で断面の分層図と被熱面の検出が行われていますが、今回の報告書では一切触れられていません。これらのことをもってしても、起伏を利用した遊歩道の設置が立派な現状変更であったことを物語っています。」

Facebook<https://www.facebook.com/osumo.chan/posts/3715624131883488>

以上の引用は私のFacebook、<https://www.facebook.com/yoichi.azuma.9847/>で検索して頂けば全て閲覧できるようになっているので、活用をお願いしたい。また新出氏は鈴木氏の註1に掲載された投稿の他に、新たに西園寺時代境内配置から戦国時代山城までの研究を始められている。新出高久氏のフェースブック<https://www.facebook.com/takahisa.shinde>を参照されたい。

- 4) 市会議員富樫豊議員の『金閣寺・北山大塔基壇推定地の保全、気候変動を議論～2019.12.24京都市会文化環境委員会②』によれば 「堀議員と私から金閣寺・北山大塔基壇推定地における「現状変更」に関して、文化財保護を所管する文化市民局に対して質疑を行いました。

これに対して、京都市は台風による倒木の処理で、原状回復まで手が回っていないとして、今後なるべく早い時期に回復される見込みであると答弁しました。

また、出土した九輪（くりん）の一部については、複数の破片が見つかっていないことから、現地付近にあったものか持ち込まれたものかの判断がつきにくいことから重要文化財として認定するのは難しいと答弁しました。ただし、重要文化財になりうる重要度の高い出土品であることからAランクとして保管していると答えました。

京都市考古学資料館では、ノーベル賞を受賞した吉野彰さんが発掘にかかわった西京区樫原に所在する古代寺院跡に関する特別展示が行われています。「1966年の緊急発掘調査により、国内では極めて例の少ない八角形の瓦積み基壇の塔のほか、中門、回廊や築地の跡が確認されるなど貴重な成果が挙げられました。この後、保存要望の署名活動などを経て、1971年には国史跡に指定され、現在では史跡公園として市民の憩いの場」となっていることが紹介されています。金閣寺の北山大塔基壇推定地について、金閣寺ともよく相談して本格的な検討と保存方法について検討すべきと求めました。」とある。

ここにある京都市の「出土した九輪（くりん）の一部については、複数の破片が見つかっていないことから、現地付近にあったものか持ち込まれたものかの判断がつきにくいことから重要文化財として認定するのは難しい」という答弁は大塔基壇ではないという以前の16次調査報告書を受けての答弁であり、発見者の私を侮辱するものであり、即刻『25次調査報告書』に基づいた新たな見解に基づいた見直しを要請するものである。この京都市の発言が今日までの金閣寺北山大塔問題を一步も進展させない元凶なのである。京都市の撤回をお願いする。なお、九輪片が1点検出できただけでなく、塔の存在を示す風鐸も2点検出しており、この段階で文化財保護課の答弁は根拠が崩れている。直ちに撤回すべきである。

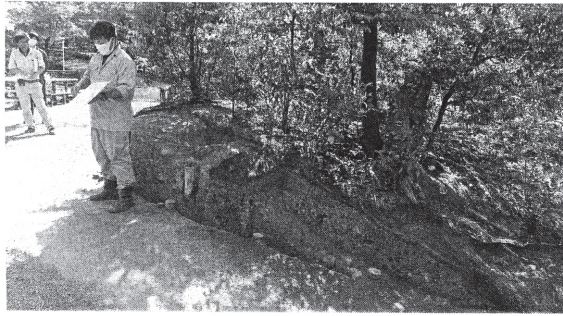
5) 註2に同じ。

(追記)

本校提出後に新たに重要な動きが京都市議会で京都市も大塔の「可能性を否定できない」という答弁をおこなった。以下の『京都民報』2021年6月20日付の記事がそれである。ここに一連の問題点の集約が認められるので、その切抜を載せておく。また、2月17日衆議院予算委員会でも穀田恵二日本共産党議員が冒頭から、北山大塔問題を取り上げて質疑を行ったことを、ここで報告しておく。

<https://youtu.be/10jozp4ghsj4>

北山大塔の土台とみられる中世遺構



世界遺産で、特別史跡・特別名勝にも指定されている金閣寺庭園内の中世遺構が、昨年

京都市も「可能性否定できない」 金閣寺庭園内の中世遺構「北山大塔」土台と推定

京都府・市が行った発掘調査などの結果、室町幕府3代将軍・足利義満が手掛けた「北山大塔」の土台部分（土壇、基壇）である可能性が高まるなか、日本共産党の井坂博文京都市議は8日、市議会文化環境委員会での問題

を取り上げ、市の担当部長は「総合的に見たら、可能性は否定できない」と認めました。

発掘調査の結果 「見解変わった」

年の発掘調査報告書では「密な堆積ではなく、締まった土壌でもないことから、大重量を支える基壇とは考えにくい。北山大塔があったか今後の検証が必要」と疑問視する見解だったものの、今回の発掘調査報告書では「盛土が細かい単位で密に施工されている。施工された段階には堅固な堆積層であった可能性はある」と肯定的な内容に変わったことを指摘。文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長は「調査の結果、見解が変わり、認識は

市議会で担当部長が答弁

金閣寺庭園内の中世遺構について京都市が北山大塔の可能性を認めたことを受けて、同遺構の調査・保存を求めてきた京都市埋蔵文化財研究所研究員の東洋一氏は、遺構隣接地で発掘された、北山大塔上層部に設置されたとみられる金銅製九輪の破片について、国の文

調査・保存訴える東氏

遺物・遺構の文化財・史跡指定を

化財に指定し、発掘地点・土台（基壇）の遺構も併せて北山大塔跡として史跡指定すべき」と主張しています。北山大塔上層部に設定されていたとみられる金銅製九輪の破片は、2015年、土台の遺構北側の発掘調査で発見されました。横幅37・4センチ、高さ

今年完成するところだったのに無念などと書かれています。

東氏は「北山大塔基壇の遺構、九輪という遺物、『醍醐寺文書』の史料、3点がすべてそろい、遺構は北山大塔跡であることが確定した。九輪を国の文化財として指定し、基壇部分と九輪が出土した地点を併せ、北山大塔の跡地として史跡指定すべき」と話しています。

違ってきた」と答弁。さらに井坂議員は、新聞報道で菱田哲郎府立大学教授や京都市文化財保護課などが「土壇が北山大塔の一部だった可能性はある」とコメントしていることをあげ、市の認識をただしました。担当部長は「総合的に見たら、北山大塔の可能性は否定できない」「今後の調査について、進展があれば市としても協力していく」と答えました。

図22 『京都民報』2021年6月20日掲載記事

文化庁職員を見に行かせる

「北山大塔」裏付ける「九輪」 穀田氏質問に文科相明言

衆院予算委



京都市埋蔵文化財研究所で、「九輪」の説明を聞く穀田氏（左）と日本共産党の井坂博文市議（右）

京都市北区の金閣寺庭園内で出土し、「北山大塔」の存在を裏づける証拠となる「九輪」

（くりん）をめぐる、日本共産党の穀田恵二衆院議員が2月17日の衆院予算委員会分科会で、国の重要文化財に指定するよう要求しました。これに末松文科相は、その価値を認め、職員を現地に派遣することを約束しました。

「九輪」は寺の塔の頂上部にある九つの輪装飾です。金閣寺庭園内から発見されたのは「九輪」の一部。京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査で出土し、2016年に発表されました。

た。これにより、「幻の塔」とされてきた北山大塔が実存した可能性が高まっていました。穀田氏は、文化庁と京都府・市が昨年行った調査結果や九州国立博物館で19年に「九輪」が展示された際、図録に「北山大塔の実在を裏付けるもの」と記されていることを紹介しました。

その上で、自身も市埋蔵文化財研究所の保管庫を訪問し、「九輪」を手にとったこと言及。「九輪」は復元すれば直径2・4メートルの巨大

な輪で、表面には金メッキが施された、きらびやかなものだった。北山大塔が存在した物的証拠として歴史的・学問的価値を認めるよう求めました。

末松文科相は「北山大塔があった可能性は否定できない」と、初めて塔の存在に言及。「大事なもの」であり、「文化庁としても職員を派遣し『九輪』を見に行かせる」と答弁しました。

質問を視聴した市埋蔵文化財研究所の東（あずま）洋一さんはその内容を評価し、「出土発表から6年がたち、ようやく国が動き出す、その一歩を穀田さんがつくってくれました」と話しています。

図23 『京都民報』2022年3月6日掲載記事



図24 北山大塔位置図（東 北山七重大塔の所在について（上）『洛史』第11号2017に新知見を加筆）